

2022 年度-2031 年度

大熊町営農再開ビジョン

次世代に向けて、新しい大熊の“環境循環型営農スタイル”を目指す

令和4年3月
大熊町

目次

第1章 策定の目的等	
1-1 策定の目的	1
1-2 検討対象区域	1
1-3 目標年次	2
第2章 本町を取り巻く農業の新たな潮流	
2-1 国の新たな動き	3
2-2 福島イノベーション・コースト構想	3
2-3 本町における営農再開に向けた動き	3
第3章 営農再開の状況等	
3-1 震災前における本町の農業	5
3-2 令和3年度における農業の状況	7
第4章 地権者における意向把握	
4-1 地権者意向調査結果報告	9
4-2 町内農業者向け座談会の開催報告	11
第5章 営農再開に向けた目標像設定	
5-1 営農再開に向けた基本姿勢	13
5-2 目指すべき目標像	13
第6章 営農再開に向けた基本方針	
6-1 目標達成のための基本方針	17
6-2 目標達成のための基本方針の体系	19
第7章 営農再開に向けた基本的な取組み	
7-1 営農再開に向けた基本的な対応	23
7-2 担い手を想定した取組みの考え方	24
7-3 生業による営農再開への対応	25
7-4 生きがい農業による農業再開への対応	27
7-5 営農再開を迷われている農業者への対応	29
7-6 新規参入を検討されている個人・法人・事業者等への対応	31
第8章 ビジョン実現に向けて	
8-1 段階的・戦略的な取組みのシナリオ	33
8-2 区域における当面の取組みの展開方向	35
8-3 当面目指すべき営農再開イメージ	37

第9章 本町における取組み・事業展開の一覧

9-1 本町における営農再開に向けた取組み・事業(案)の体系	39
9-2 個別事業等の方向性(担い手確保編)	
取組み 1 農地活用等意向の把握	40
取組み 2 座談会の開催(個別相談会の開催)	40
取組み 3 営農再開意向者への聞き取り調査の実施と対応	41
取組み 4 生きがい農業者への意向把握	43
取組み 5 区域外営農再開希望者への聞き取り調査の実施	45
取組み 6 農業復興組合(保全管理組合)等への意向把握等の実施	46
取組み 7 新規担い手等の受け入れ体制の検討	47
9-3 個別事業等の方向性(農地保全編)	
取組み 1 農地活用等意向の把握	51
取組み 2 自己管理ができない農地の対応	52
取組み 3 農地を売りたい・貸したい、買いたい・借りたい農業者の把握	54
取組み 4 大規模営農団地化・基盤整備に向けた対応	55
取組み 5 営農・生きがい農業の担い手トップランナー支援	57
取組み 6 環境に配慮した新たな農業・品目へ向けた取組み支援(方向性と具体化)	59
取組み 7 産物販売促進に向けた取組み支援	67

[資料編]

第1章 営農再開の状況等

1-1 震災前における本町の農業	69
------------------------	----

第2章 地権者における意向把握

2-1 地権者意向調査結果報告	77
-----------------------	----

第3章 町内農業者向け座談会の開催報告

3-1 町内農業者向け座談会(第1回)の開催報告	115
3-2 町内農業者向け座談会(第2回)の開催報告	127

巻末資料

はじめに

大熊町長 吉田 淳



東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から11年が経過いたしました。町内においては、中屋敷、大川原地区の避難指示解除に続き、昨年末からは特定復興再生拠点区域でも準備宿泊が始まるなど、復興が進んでいるところであります。

町の基幹産業でありました農業は、一部地区で試験栽培や実証栽培など営農再開に向けた取り組みを進めてきましたが、一方で、農地所有者に対する意向調査の結果では、営農再開意向のある方は約1割にとどまっており、まずは担い手の確保が重要な課題となっております。

このような中、町では営農再開者や新規参入者等を支援するため、令和2年度に農業者の代表や大学、国、県などで構成する策定委員会を立ち上げ、2か年にわたり協議・検討を重ね、この度、令和13年度までの営農の基本方針を定めた「大熊町営農再開ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンでは、大川原地区を営農再開の先行モデル地区と位置づけており、その波及効果を段階的に広げることで、特定復興再生拠点区域等での本格的な営農再開を目指していくものとなっております。

また、特定復興再生拠点区域外の取扱いについては、令和3年8月末に政府の方針が示されたところであり、今後も国に対し、速やかな除染の実施、帰還困難区域の全域の避難指示解除を求めながら、農業の再生に向けた対応を検討してまいります。

結びに、本ビジョンの策定にあたり、策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。今後の町内での営農再開に向けて、皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

第1章 策定の目的等

1-1 策定の目的

(1)背景

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災から11年経過しましたが、県内の農業・農村は、未だ根強い風評などの影響もあり、一部の農産物を除き厳しい農業経営が続いています。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい大熊町においては、町民帰還が少ない状況のなかで、担い手の高齢化、離農のほか、風評による販売環境の悪化や放射性物質に対する不安等の影響もあり、農業経営体(担い手)の減少・不足は深刻な課題となっています。
- このため、大熊町の農業・農村の活性化を図るには、帰還意向のある農業者、除染後農地の保管理を担っている大熊町農業復興組合、農業委員会をはじめ、関係機関・団体が連携を強化し、多様な担い手の確保と将来的に営農ができる環境整備を進め、本格的な営農再開に向けた対策を講じる必要があります。

(2)策定の目的

- 大熊町では、町の置かれている現状把握や課題の整理を行い、本格的な営農再開に向けて、町の基本的な方針を町民全体に周知するとともに、営農再開に向けた論議を巻き起こし、担い手を確保することが最大の目的であります。
- そのため、営農再開に向けた指針や実効性・具体性のある対応策の方向性を示した『大熊町営農再開ビジョン』を策定しました。
- 策定に当たっては、農業者の代表者、大学、国、県、町、JA 福島さくら等で構成された「大熊町営農再開ビジョン策定委員会」を開催し、本町における農業の現状分析、地権者に対する意向調査等を踏まえ、大熊町営農再開ビジョンをとりまとめました。

1-2 検討対象区域

- 大熊町では、避難指示解除後の町内での営農再開に向け、農業の将来展望を総合的に検討することとしております。したがって、本ビジョンは、避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域の2地区を検討対象区域とします。
- なお、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、政府が令和3年8月に帰還意向のある住民が2020年代に帰還できるよう避難指示解除の取組みを進めていくとの考えを示したことから、国の動向を見据えながら、今後検討していくものとします。

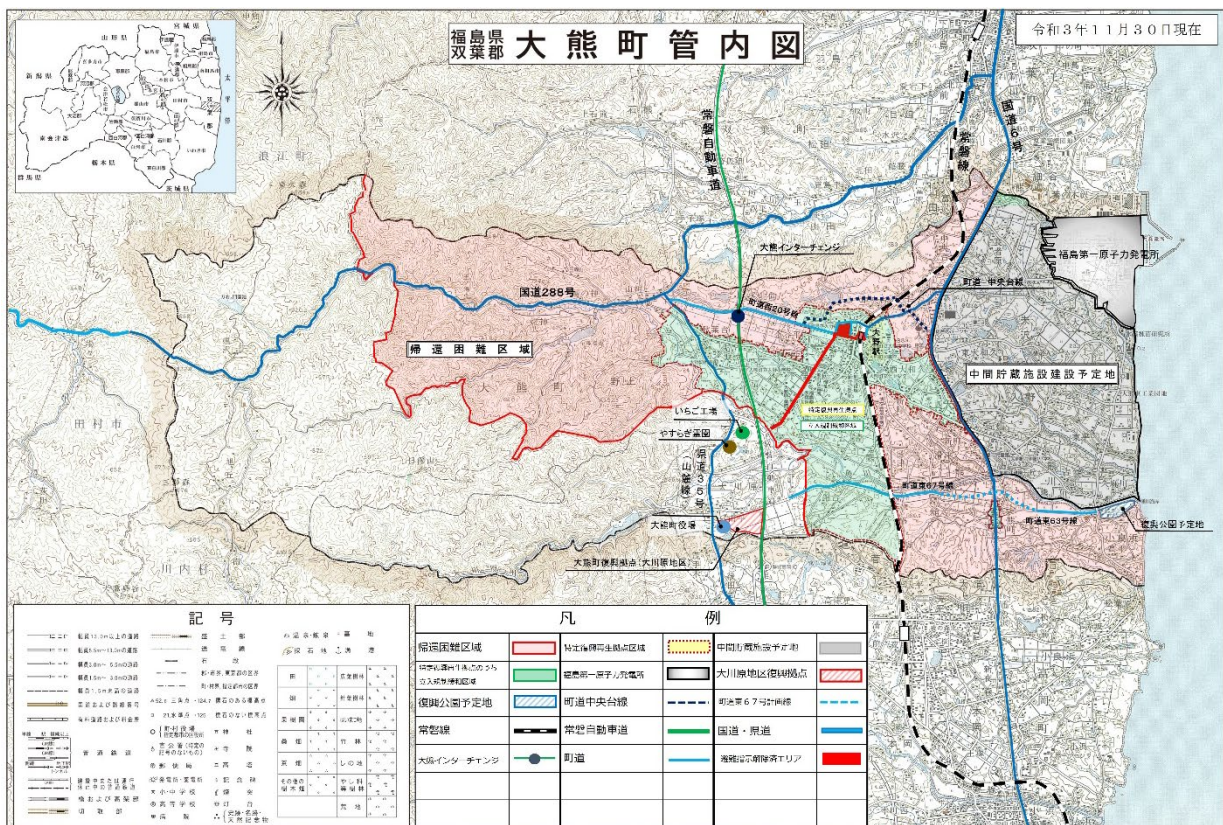


図1-1 検討対象

1-3 目標年次

- 本ビジョンは、本町の避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域を対象に、概ね 10 年後（令和 13 年度）を見据えた計画です。

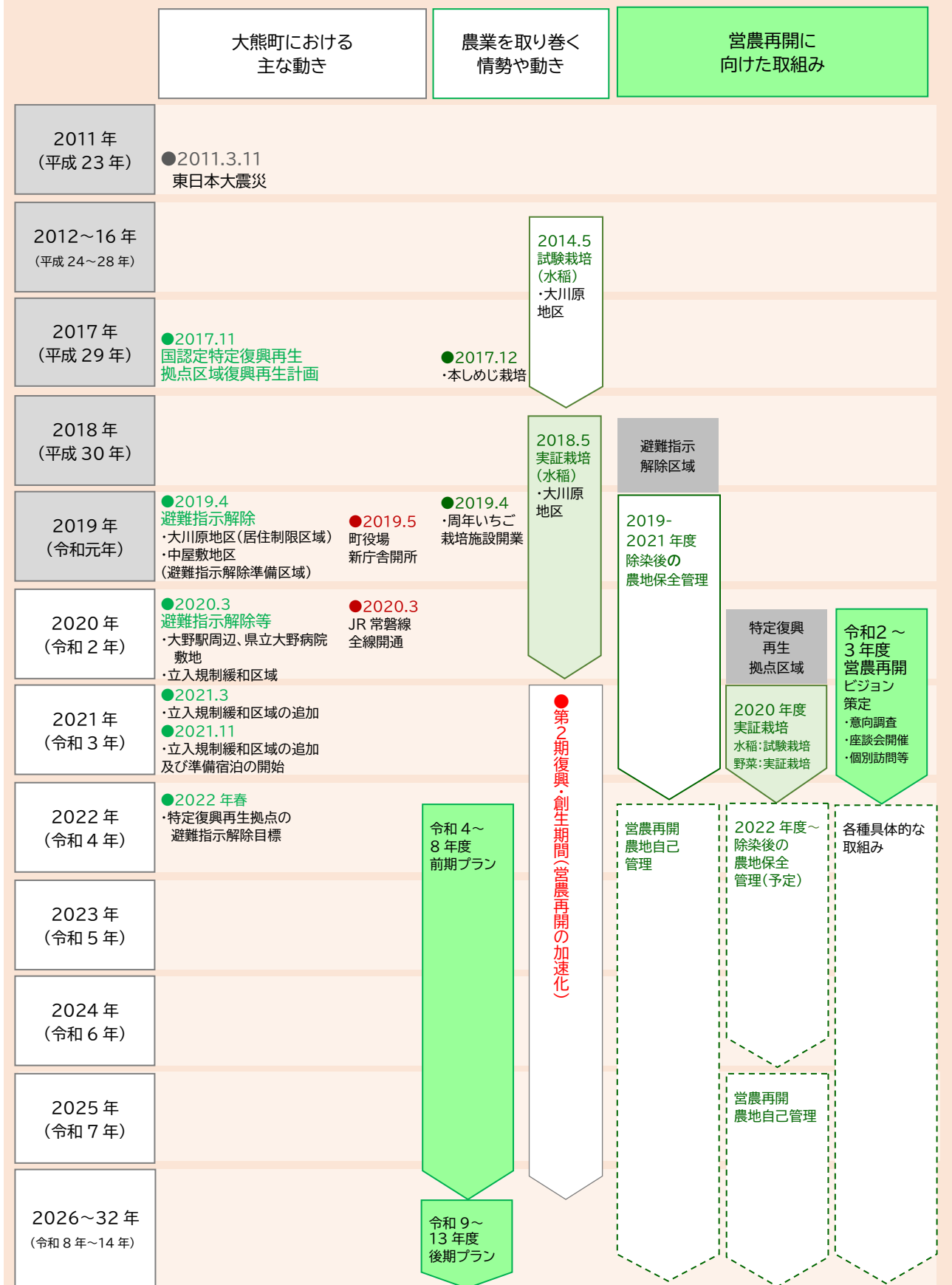


図 1-2 目標年次の設定

第 2 章 本町を取り巻く農業の新たな潮流

2-1 国の新たな動き(みどりの食料システム戦略 農林水産省 令和3年5月12日策定)

- 国の農林水産業における新たな戦略として、持続可能な食料システムの構築に向けて“環境負荷への軽減”を目指し、具体的な取組みを検討しております。
 - 本戦略の背景は、
 - ①生産者の減少や高齢化、大規模災害の増加や新型コロナウイルス感染症拡大等、我が国が直面する持続可能性の課題
 - ②今後重要性を増す地球環境問題とSDGsへの対応
 - ③農薬・肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷の軽減と持続的な食料システムの構築の必要性
- より、『みどりの食料システム戦略』を策定し、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進する新たな動きです。

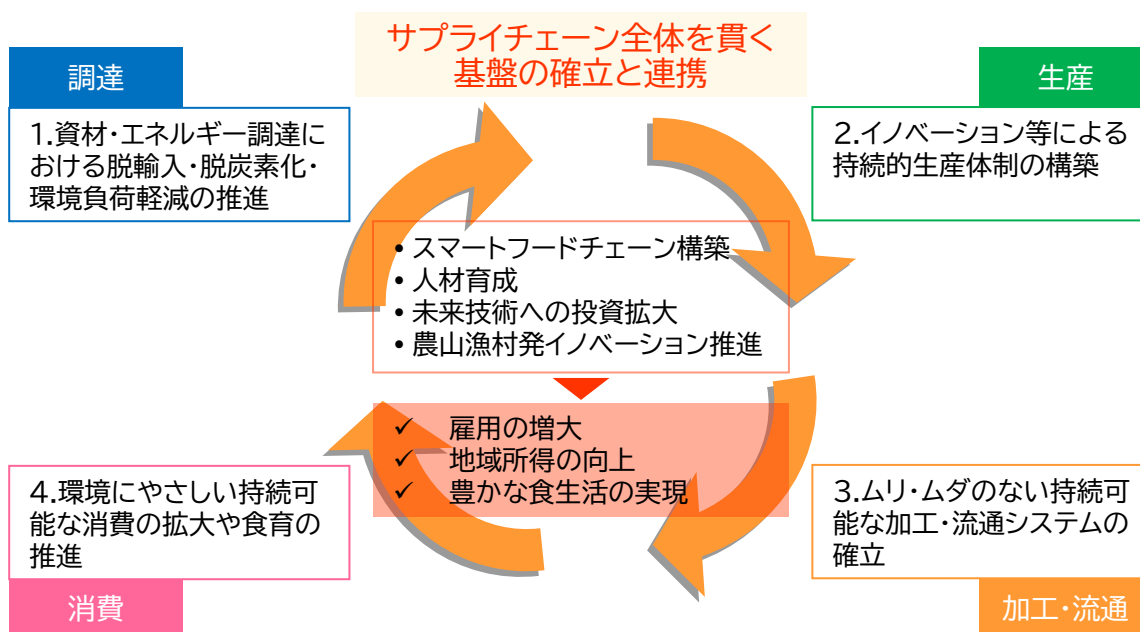


図 2-1 みどりの食料システム戦略策定の背景と具体的な取組み

2-2 福島イノベーション・コースト構想(農林水産業)

- 福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。
- 重点分野の「農林水産業」では、ICT やロボット技術等の開発・実証を進めるとともに、これらの先端技術を取り入れた先進的な農林水産業を全国に先駆けて実施し、浜通り地域等の農林水産業の復興・再生を進めています。
- 大熊町では、省力化、効率化を図るための先端技術を取り入れたイチゴの栽培施設（複合環境制御施設）を整備しました。(株)ネクサスファームおおくまが周年栽培・周年出荷に取り組んでおり、2019年8月に初出荷されました。

2-3 本町における営農再開に向けた動き

- 本町は、令和2年3月、「2050ゼロカーボン宣言」により、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むことを決意しました。
- 原発立地町として、様々な困難に直面した本町でしかなしえない営農再開に向けた取組みの一環として“環境循環”をテーマとした豊かなで魅力ある新たな農業のあり方を模索・検討しております。



第 3 章 営農再開の状況等

3-1 震災前における本町の農業

- 東日本大震災前の2010年農林業センサスによると、本町の農業は、農家数減少と担い手の高齢化が顕著で、農業生産額も減少傾向でした。
- 本町の農業形態は、水稻兼業農家が中心でしたが、梨などの果樹の栽培実績もありました。

(1)2010年農業センサスによる本町の状況

<p>農業経営体 495 経営体 うち、単一経営体の約 86%は水稻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町の農業経営体数は 495 経営体であります。このうち、販売のあった経営体数は 458 経営体であります。 ● このうち、単一経営（主位部門が 80%以上の経営体）の経営体は 399 経営体であり、大部分は水稻の 343 経営体の約 86%を占めております。
<p>農地総面積 936ha うち、水田 767ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町の経営耕地総面積は 936ha であり、うち水田は 767ha（81.9%）、畑 95ha(10.1%)、果樹地 74ha（7.9%）であります。
<p>1 経営体の経営耕地面積 1.95ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 経営体あたりの経営耕地面積をみると、本町は 1.95ha であり、福島県全体の 1.71ha を上回っております。
<p>販売目的とした 作物の上位 稲、豆類、野菜類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）経営体数をみると、本町では 434 経営体があります。このうち、類別作付栽培では、稲は 411 経営体、次いで豆類の 91 経営体、野菜類の 63 経営体の順になっております。
<p>販売目的とした 果樹類の上位 梨、キウイフルーツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売目的で栽培している果樹類の品目別栽培経営体数をみると、本町では 60 経営体があり、品目栽培では、日本なしは 38 経営体、次いでキウイフルーツの 25 経営体であります。
<p>耕作放棄面積 124ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄面積をみると、本町では 124ha であります。この構成は、販売農家が 73ha、自給農家が 14ha、土地持ち非農家が 38ha であります。

(2)震災後の福島県における農業の推移

<p>震災直後の農業産出額 21%減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年（2010 年）における福島県農業産出（生産）額は 2,330 億円、全国の 2.82%を占めていましたが、震災・原発事故が発生した翌年には 1,851 億円へと大幅に（21%）減少し、シェアも 2.22%へと低下しました。その後は回復しつつありますが、平成 30 年（2018 年）は 2,113 億円と依然として 2010 年の水準を下回っております。
<p>未だに厳しい作目 野菜、果実、畜産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主な作目別の令和元年農業産出額を対平成 22 年比でみると、米は 3%、花きは 9.8%と増加しております。 ● 一方、野菜は-12.3%、果実は-6.5%、畜産の肉用牛-14.2%、乳用牛-17.3%、豚-29.7%、鶏-19.8%と、未だに厳しい状況にあります。
<p>徐々に回復しつつある 水稻収穫量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年（2010 年）における福島県的水稻収穫量は 4,457 百 t、全国の 5.26%を占めていました。震災・原発事故が発生した翌年には 3,536 百 tへと減少し、全国シェアも 4.21%へと低下しました。 ● 令和 2 年（2020 年）の水稻収穫量は 3,670 百 t、全国シェアは 4.73%まで回復しております。



3-2 令和3年度における農業の状況

- 本町は、平成31年4月に中屋敷地区と大川原地区の避難指示解除、令和2年3月にJR大野駅周辺の避難指示の解除と野上・下野上地区の立入規制が一部緩和されました。
- 本町の営農再開状況は、中屋敷地区や大川原地区、特定復興再生拠点区域において、除染後に保安全管理や水稲などの試験栽培、実証栽培が行われております。

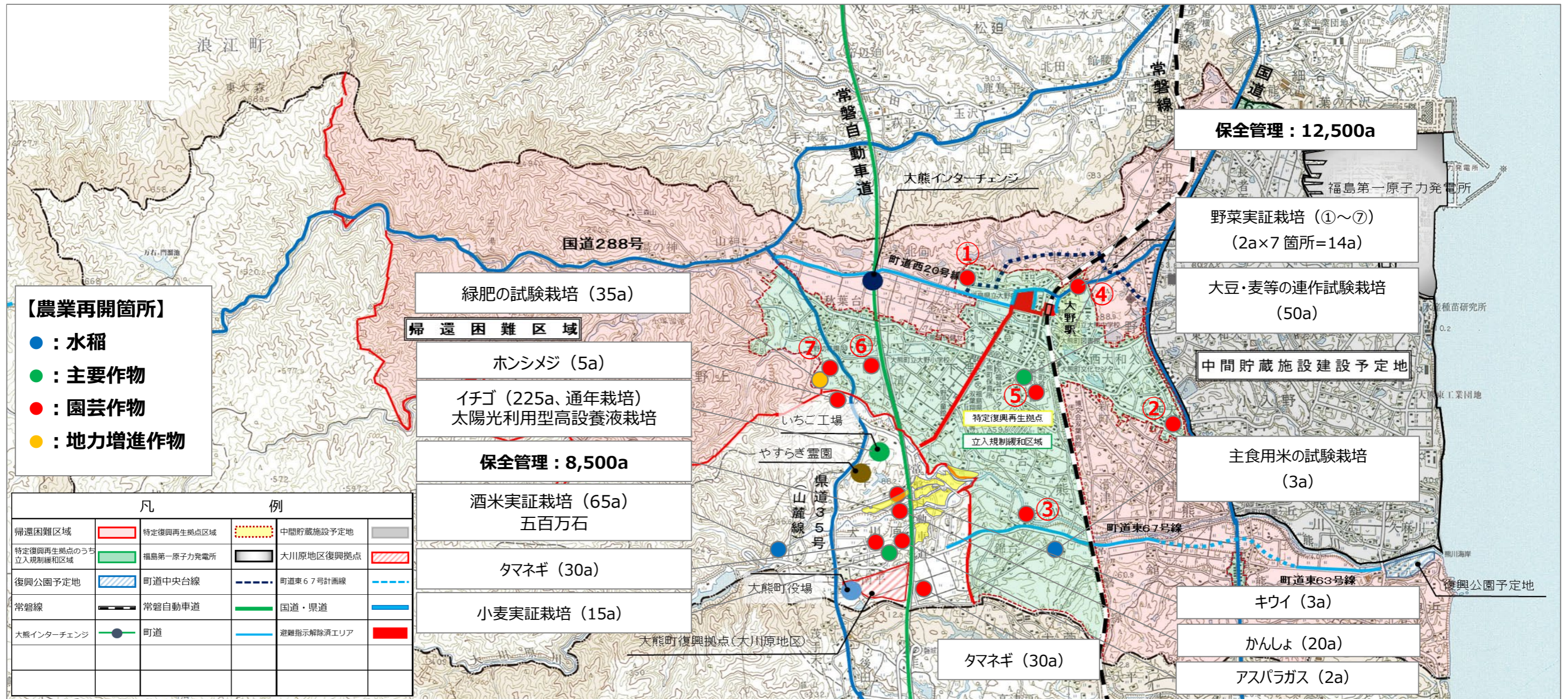


図3-1 令和3年度営農再開状況

第4章 地権者における意向把握

4-1地権者意向調査結果報告

(1)調査の目的

- 本町では、営農再開ビジョン策定にあたり、町内に農地を所有されている方（中間貯蔵施設建設予定地内の農地所有者は除く）を対象に、農地活用の意向等を明らかにすることを目的に、令和3年8月に地権者意向調査を実施しました。
 - 対象者数：666名（中間貯蔵施設建設予定地内の農地所有者は除く）
 - 回答者数：333名
 - 回収率：50.0%（令和3年9月末時点で回答が得られたもの）
- なお、意向調査結果は、以下に示すとおり、全体、地区別（大字毎）ごとに集計・分析を実施しております。

①回答者の農地所有状況

- 回答を頂いた農地所有者は、「特定復興再生拠点区域」の165人（49.5%）、「帰還困難区域」の農地所有者から129人（38.7%）、「避難指示解除区域」の39人（11.7%）であります。

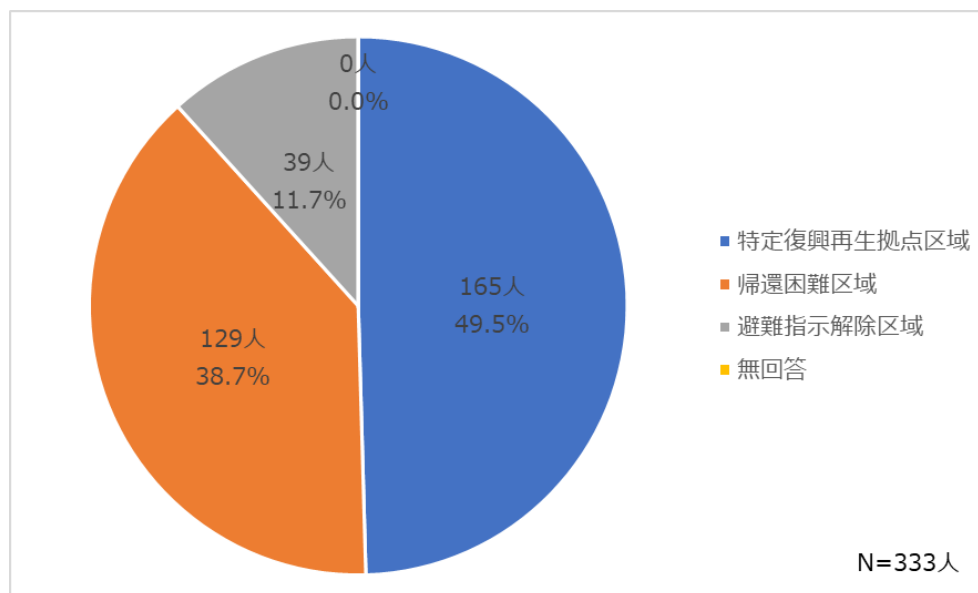


図4-1 回答者の農地所有状況(全体)

表4-1 地区別ごとのアンケート対象者数と回答者数(令和3年9月末現在)

	対象者数	回答者数	回収率
大字野上	129名	74名	57.4%
大字下野上	114名	53名	46.5%
大字大川原	79名	35名	44.3%
大字熊	223名	113名	50.7%
大字小良浜	24名	8名	33.3%
大字熊川	13名	7名	53.8%
大字小入野	35名	20名	57.1%
大字夫沢	48名	23名	47.9%

(2)調査結果のまとめ

自己管理は困難 管理耕作依頼希望 約61%	<ul style="list-style-type: none">保全管理終了後の農地の利用意向をみると、「自身では管理することは困難であり、誰かに管理耕作をして頂きたい」が204人（61.3%）と高い数値を占めております。一方、「可能な限り、自身で管理して農地を保全するつもり」は30人（9.0%）に留まり、また、「営農を再開したい」は10人（3.0%）と厳しい状況にあります。
営農再開困難 約67%	<ul style="list-style-type: none">営農再開意向をみると、222人（66.7%）の「再開が難しい」と回答し、担い手を確保するという観点からも極めて厳しい状況にあります。また、「本格営農型」の意向の方は、7人（2.1%）、「パート型」は10人（3.0%）、「週末営農型」は27人（8.1%）であります。
営農再開の農地規模 すべての所有農地、 一部のみ	<ul style="list-style-type: none">農地再開意向者のうち、営農再開する農地規模をみると、「所有農地すべて」が4人、「所有農地の一部」が3人という結果となりました。作付け予定作物をみると、「穀物等」の作付けを予定している方が多い結果となりました。
地力不足や 放射性物質の影響を 危惧	<ul style="list-style-type: none">営農再開意向者の7割程度の方が「地力が不足している」、「放射性物質の影響」と回答し、次いで「石・礫が混入している」が高い結果となっています。
大型農機具の所有 61%が未所有	<ul style="list-style-type: none">大型農機具の所有状況をみると、「所有していない」と回答された方が209人（62.8%）を占めております。「所有しており動かすことが可能」と回答された方は61人（18.3%）、でありました。「今後購入したい」や「今後借りたい」の意向をもつ方は合わせて14人と少ない結果となっています。
農地基盤整備への 参加意向は7.8%	<ul style="list-style-type: none">農地の基盤整備事業への参加意向についてみると、「参加したい」と回答された方は、26人（7.8%）、「費用負担がないなら参加してもよい」と回答された方は、97人（29.1%）、一方で、「参加しない」と回答された方は、136人（40.8%）を占めております。
営農再開の判断要素 担い手対策、風評被害 対策、地力回復	<ul style="list-style-type: none">営農再開に向けて前向きに検討するために必要な事項をみると、「後継者、担い手不足への対策」と回答された方が179人、次いで、「生産物に対する風評被害対策」が170人、「徹底した農地除染と除染後のフォローアップ」が169人と高い結果となりました。

4-2 町内農業者向け座談会の開催報告

(1)開催目的

- 座談会は、町が策定した「大熊町営農再開ビジョン」を農業者へ提示・説明するとともに、農業者の避難先での現状や町内での営農再開に向けての意向や問題などについて聞き取りを実施しました。なお、座談会における意見や要望等は、本ビジョンに反映することを目的とします。

(2)開催結果

- 座談会の開催経過は、下表の通りであります。

表 4-2 開催経過(第1回)

開催地	開催日時	会場	参加者数
いわき市	令和3年7月12日(月)	中央公民館	8名
郡山市	令和3年7月19日(月)	福島県農業総合センター	6名
会津若松市	令和3年7月27日(火)	大熊町会津若松出張所	8名
大熊町	令和3年7月31日(土)	大熊町役場	9名

※参加者には、農業委員・農地利用最適化推進委員を含む。

表 4-3 開催経過(第2回)

開催地	開催日時	会場	参加者数
いわき市	令和3年11月16日(火)	中央公民館	6名
郡山市	令和3年11月18日(木)	郡山市総合福祉センター	7名
会津若松市	令和3年11月19日(金)	大熊町会津若松出張所	5名
大熊町	令和3年11月17日(水)	大熊町交流施設「linkる大熊」	14名

※参加者には、農業委員・農地利用最適化推進委員を含む。

(3)開催方法

- 第1回座談会、第2回座談会においては、以下の内容で意見交換を行いました。

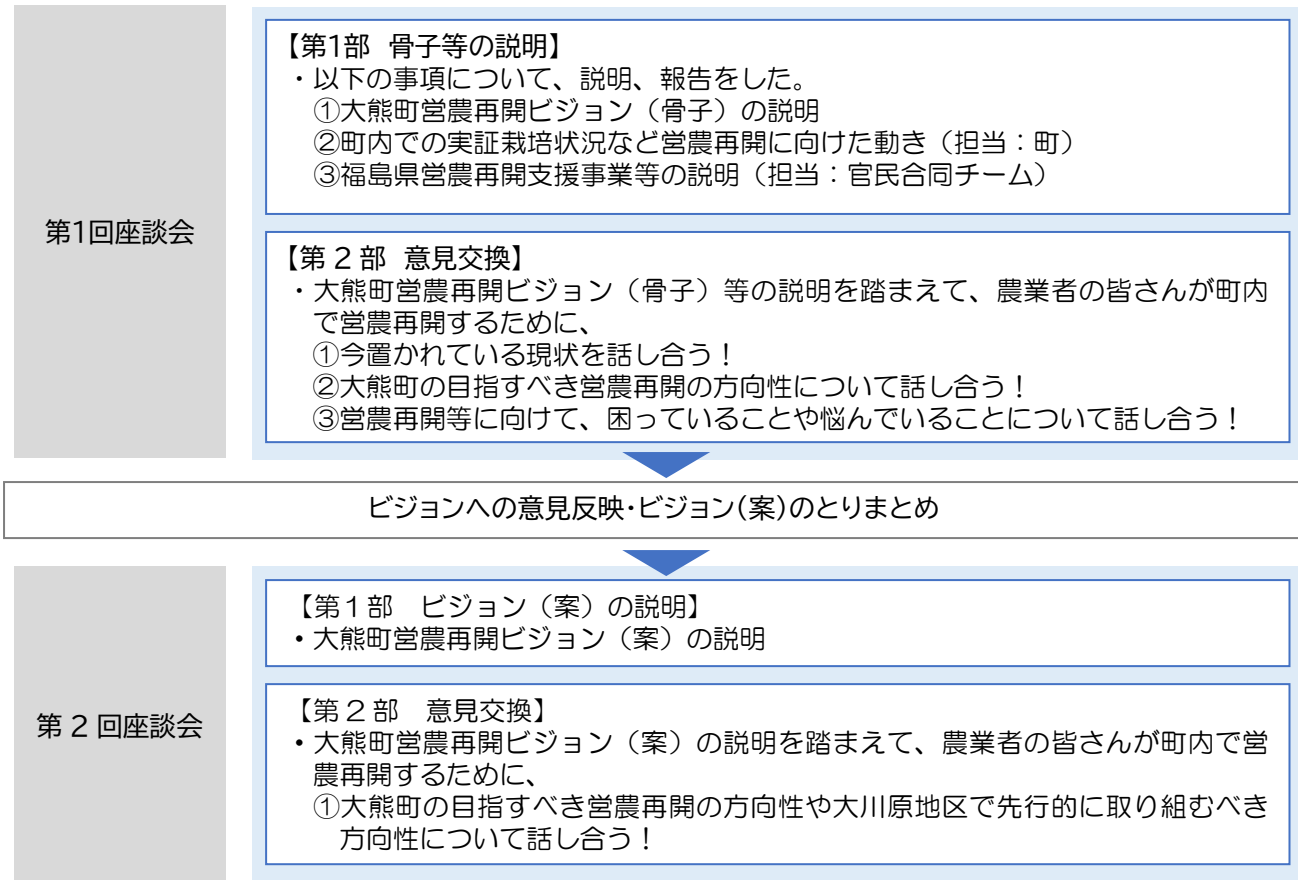


図 4-2 開催方法

(4)座談会での意見をもとに営農再開ビジョンに盛り込むポイント

①第1回座談会におけるポイント

- 法人化に向けて動きがあることを踏まえ、設立にあたって、町との相談及び事業計画に対する助言等の実施
- 法人による事業に対する各種補助支援事業の活用・支援に向けた取組み
- 地権者の意向を把握し、農地の基盤整備、農地の団地化、集約化等の実現可能性の検討
- 新規営農者を支援するための各種補助制度等の丁寧な説明、相談窓口の設置
- 農業機械等の共同利用や農作業等の作業契約など、新規参入者も含めた支援策の充実強化
- 放射性物質のモニタリングに対する支援 等

②第2回座談会におけるポイント

- 先行モデル地区（大川原地区）における水稲とタマネギを主体とした法人による具体的な事業の推進と販路・販売先を見通した作付け品目の選定
- 営農再開に向けた具体的な取組みを支援するための各種制度、支援事業等の丁寧な説明と情報提供
- 国や県の補助を活用しても手の届かない部分に対して、町独自の支援策の創設による営農再開に向けた支援の検討 等

第 5 章 営農再開に向けた目標像設定

5-1 営農再開に向けた基本姿勢

- 本町は、一人でも多くの町民が帰町することを促進するとともに、持続的に営農再開できる環境づくりを整えることが重要であります。
- その上で、営農再開に向けた町の基本姿勢は、『先祖から受け継ぎ、多くの実りをもたらしてきた大熊町の農地を荒らさず次世代に繋ぎ、大熊町スタイルによる継続的営農を確立し、循環型社会のイノベーションを推進する』ことを目指すと位置づけられております。

5-2 目指すべき目標像

(1) 営農再開に向けての課題

- 本町の農業を取り巻く環境は、空白の 11 年によって大きく様変わりし、担い手の高齢化、離農問題、風評被害、放射性物質への不安等、極めて厳しい状況下に置かれております。
- 地権者の意向調査結果等からも①本町の豊かな農地を守る、②深刻な担い手不足等が重要課題であり、これらの課題解決を図るためには、従来型の農業から、新たな農業への挑戦が強く求められます。
- そのためには、今後 10 年後を見据え、原発立地町として、様々な困難に直面した本町の強みでもある「2050 ゼロカーボン宣言」により、持続可能なまちづくりや新たな営農スタイルのあり方を確立します。

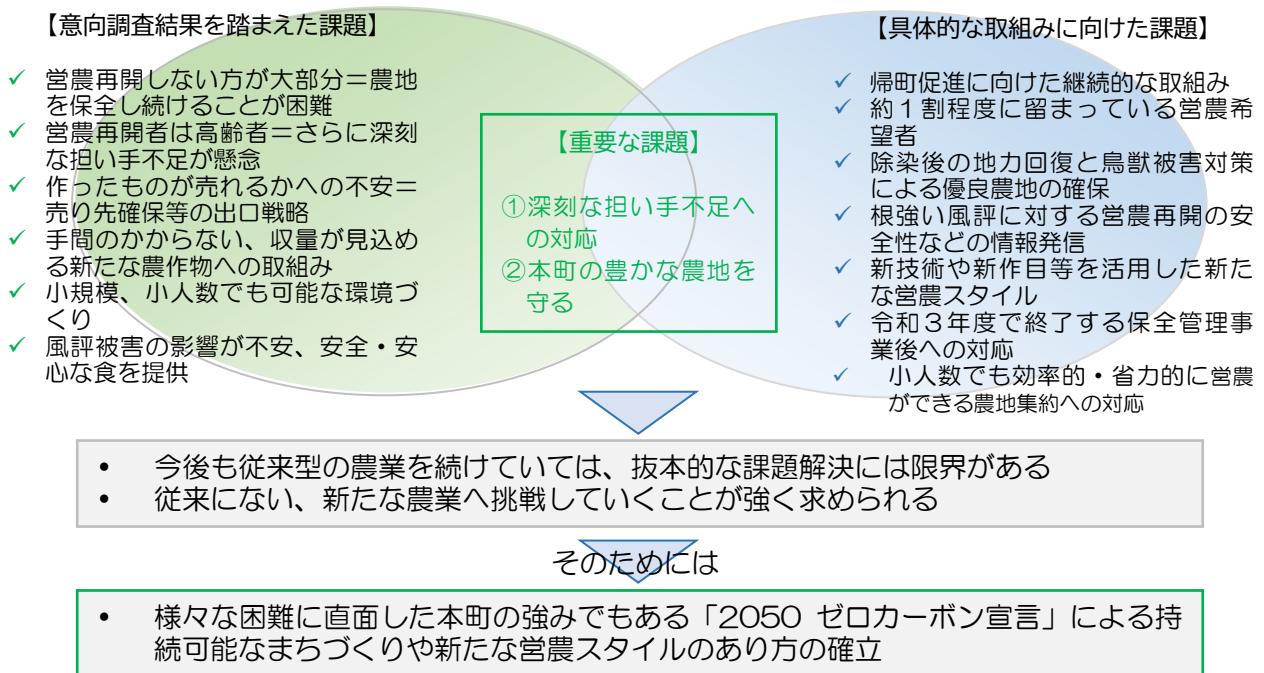


図 5-1 営農再開に向けての課題と課題解決の方向

(2) 目指すべき目標像

- 本町は、営農再開における課題解決に対して、積極的に取り組んでいくとともに、今後 10 年後を見据え、従来の農業から、『循環型社会』をキーワードとしたイノベーションを推進するために、新たな農業へ挑戦し続け、その実現可能性と持続可能な農業を目指して参ります。
- 以上のことから、本町の営農再開に向けた目標像は、『**次世代に向けて、新しい大熊町の“環境循環型営農スタイル”を目指す**』と設定します。

【基本姿勢】

- 先祖から受け継ぎ、多くの実りをもたらしてきた大熊町の農地を荒らさず保全し、次世代に繋いでいく
- 町民が一人でも多く帰町し、営農再開できる環境づくりを目指す



【目標設定】

大熊町において、営農できる環境を優先的に整備する！

次世代に向けて、新しい大熊の“環境循環型営農スタイル”を目指す

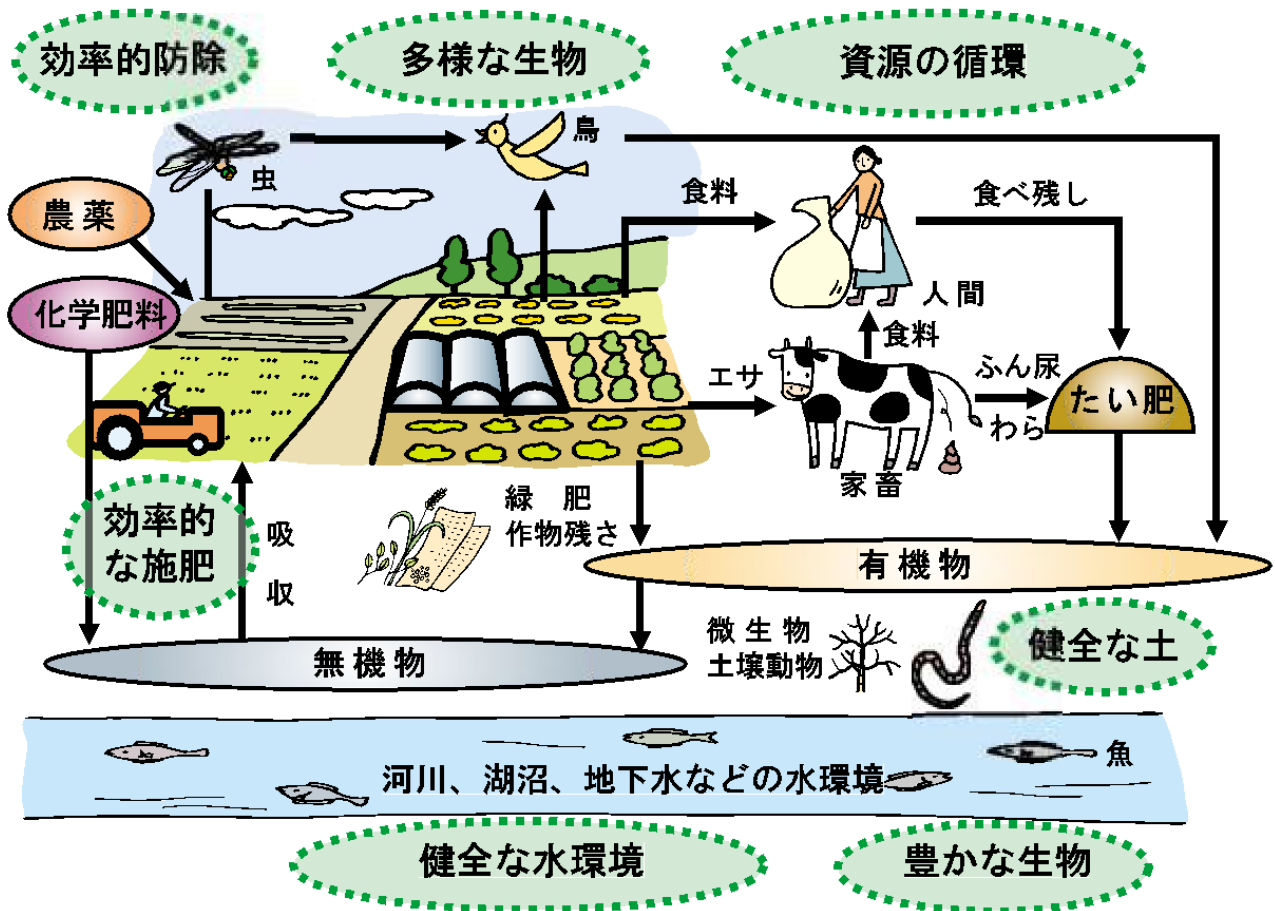
- 従来の大熊町の営農スタイルから、「2030 SDGs」や「2050 ゼロカーボン宣言」を目指した“環境循環型営農スタイル”を確立し、営農できる環境を持続可能なものとする。
- 大熊町の農地を荒廃させず、優先的に営農できる環境整備と基盤(農地)を次世代に引き継ぐための取組みを実践する。
- 担い手の確保等の厳しい現状を踏まえ、個人経営型から法人・組織経営型に移行した“新しい営農スタイル”を実践する。



【基本方針】

- 目標を達成するための営農再開に向けた基本方針
- 課題解決に向けて、まずは営農できる環境づくりとして具体的な施策・事業の展開
- 様々な具体的な施策・事業の展開により、総合的に「環境循環型」に寄与する取組みの実践
- 区域ごと(集落単位)での営農再開に向けた戦略的なシナリオ・プランの策定

図 5-2 大熊町における営農再開に向けた目標



【環境と調和のとれた農業生産】

- 生産活動方法によって、環境への与える影響が異なります。
- 適切な堆肥
- 適正な防除の実施
- 生育環境を整えるための農作業、資材投入

【新たな農業への挑戦イメージ】

- **GAP**: 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組
- **3R**: 環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための 3 つの取組(リデュース、リユース、リサイクル3つのRの総称)
- **フードサプライチェーン**: 食品の生産者から、加工業者や卸業者、小売店、消費者へと、食品が届くための一連の流れ
- **脱炭素**: 地球温暖化の原因となるCO₂等の温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭等の化石燃料から脱却すること

図 5-3 環境循環型営農スタイルのイメージ例(農林水産省パンフより)

第 6 章 営農再開に向けた基本方針

6-1 目標達成のための基本方針

- ここでは、本町における営農再開に向けた将来目標像を達成するために、6つの基本方針を体系的に整理します。
- 本町が目指す“環境循環型営農スタイル”とは、従来型の農業を守り続けるとともに、営農できる環境を持続可能なものとするものであり、新たに“環境負荷への軽減”をテーマとした戦略や取組みが必要です。
- そのため、本ビジョンでは、「2030年 SDGs（持続可能な開発目標）のモデル達成に貢献する基本方針を設定し、ビジョンに基づく具体的な施策とGAPを基本とした営農の取組みにより、結果的には「大熊町ゼロカーボン宣言」に資するものであります。また、本町の復興計画等の上位計画に本ビジョンを反映し、より実効性のある事業の具体化を目指します。



図 6-1 目指すべき目標像の設定

【「SDGs」とは】

- 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。
- 2015年9月に国連で開かれたサミットにおいて一致で採択された国際社会共通の目標です。
- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。（169のターゲット、232の指標が決められています。）



6-2 目標達成のための基本方針の体系

- 本町が抱える様々な課題を解決し、概ね 10 年後を見据えた将来目標を達成するための基本方針の体系は、以下に示すとおりです。

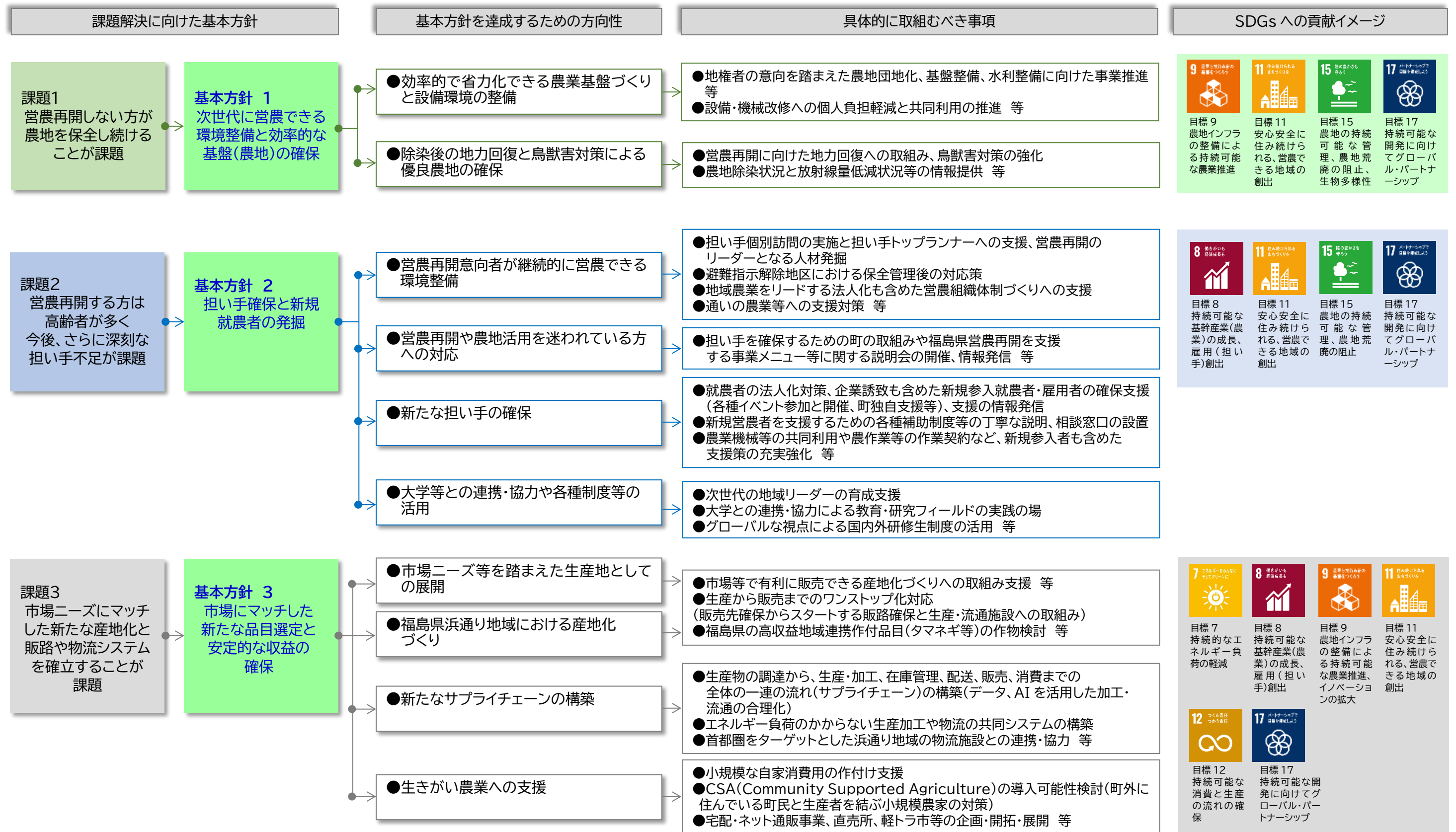


図 6-2 基本方針の体系(1/2)



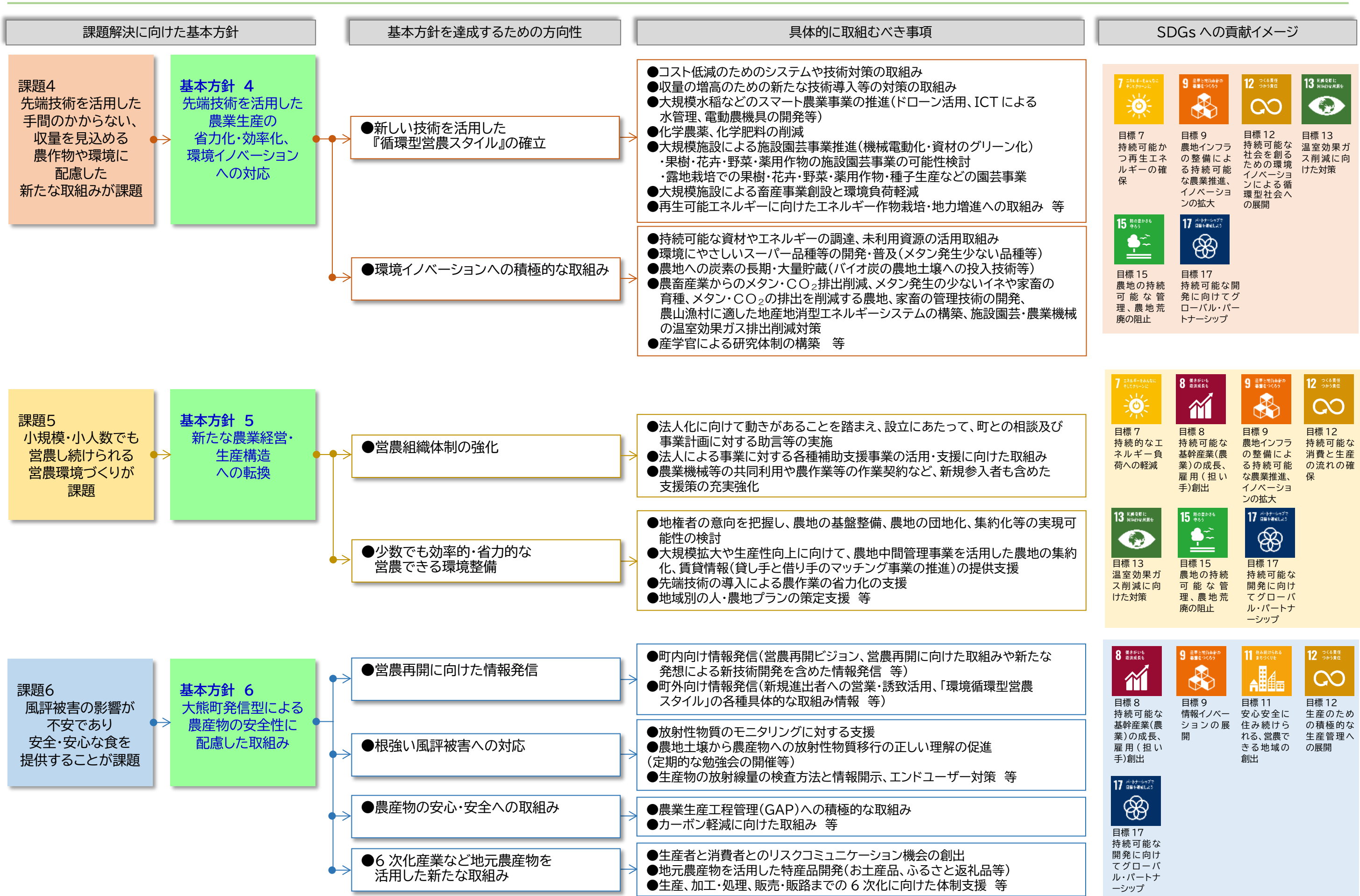


図 6-3 基本方針の体系(2/2)

第 7 章 営農再開に向けた基本的な取組み

7-1 営農再開に向けた基本的な対応

- ここでは、将来目標像を達成するための基本方針の体系を踏まえ、農地所有者の意向等に対応した営農再開に向けての基本的な取組みや枠組みを提示します。

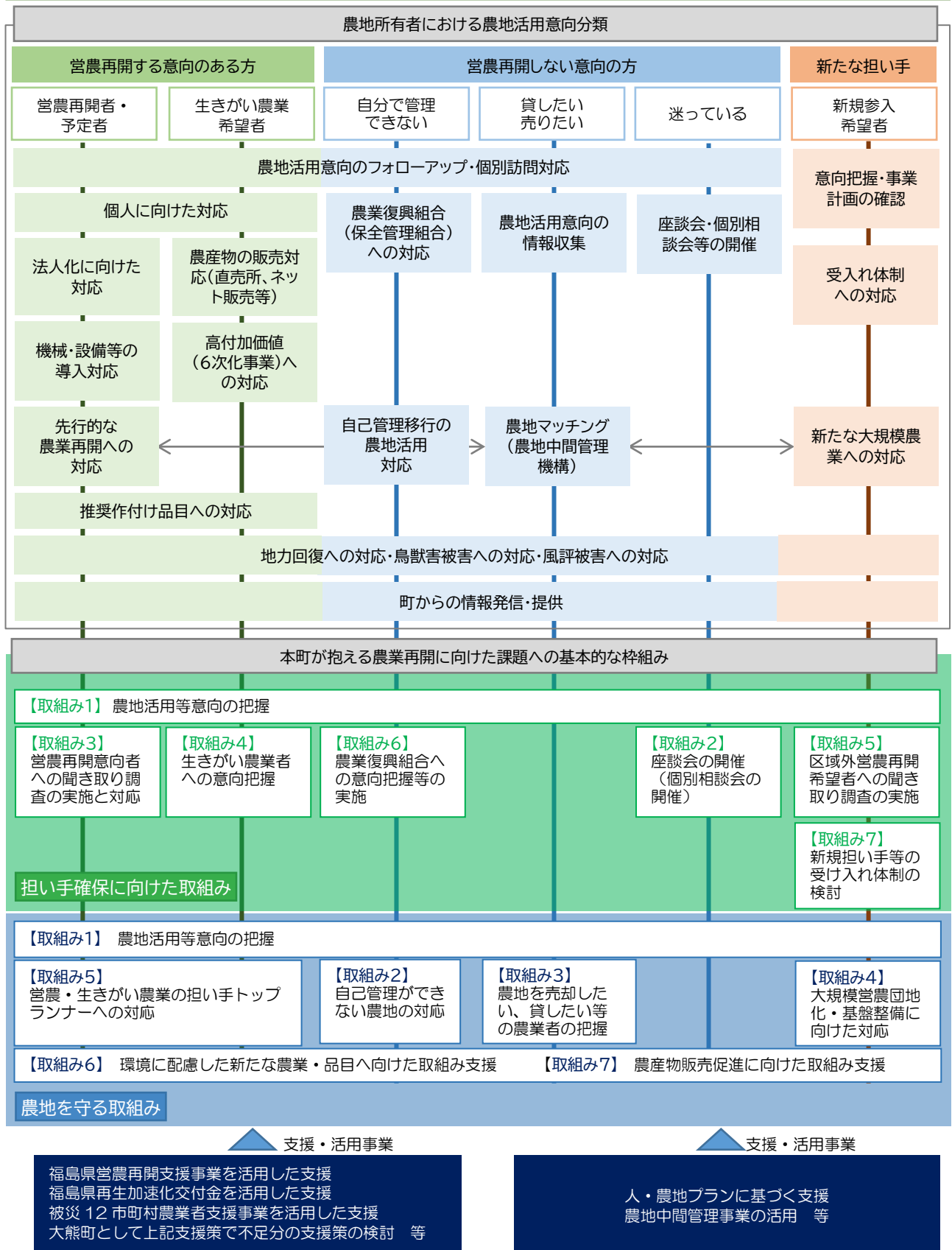


図 7-1 営農再開に向けた基本的な対応

7-2 担い手を想定した取組みの考え方

(1) 取組みの考え方

- ここでは、本町における営農再開する上での最重要課題である、①農地を守る取組み、②担い手を確保する取組みについて、将来の担い手を想定し、概ね 10 年間を目標年次とし、当面对応（前期プラン：令和 4～8 年度）と次の対応プラン（後期プラン：令和 9～13 年度）の方向性を提示します。

【今後、当面予定している動きや取組み】

- ① 農業者個別訪問（意向等の確認）
- ② 令和 3 年度実施した地権者意向調査のフォローアップ
- ③ 地権者意向調査結果の見える化（農地活用等の図面化）
- ④ 説明会、座談会の実施（意向等の情報収集）
- ⑤ 新規参入希望者の掘り起こし
- ⑥ 基盤整備、担い手への農地集積の検討
- ⑦ 各種事業の具体化の検討
- ⑧ 大川原地区を先行モデルとした営農スタイルの提案と実践

(2) 本町における担い手の区分

- 本町における想定される担い手は、①現時点において営農再開する意向のある方、②現時点において営農再開しない意向の方、③新たな担い手として期待される方に区分します。

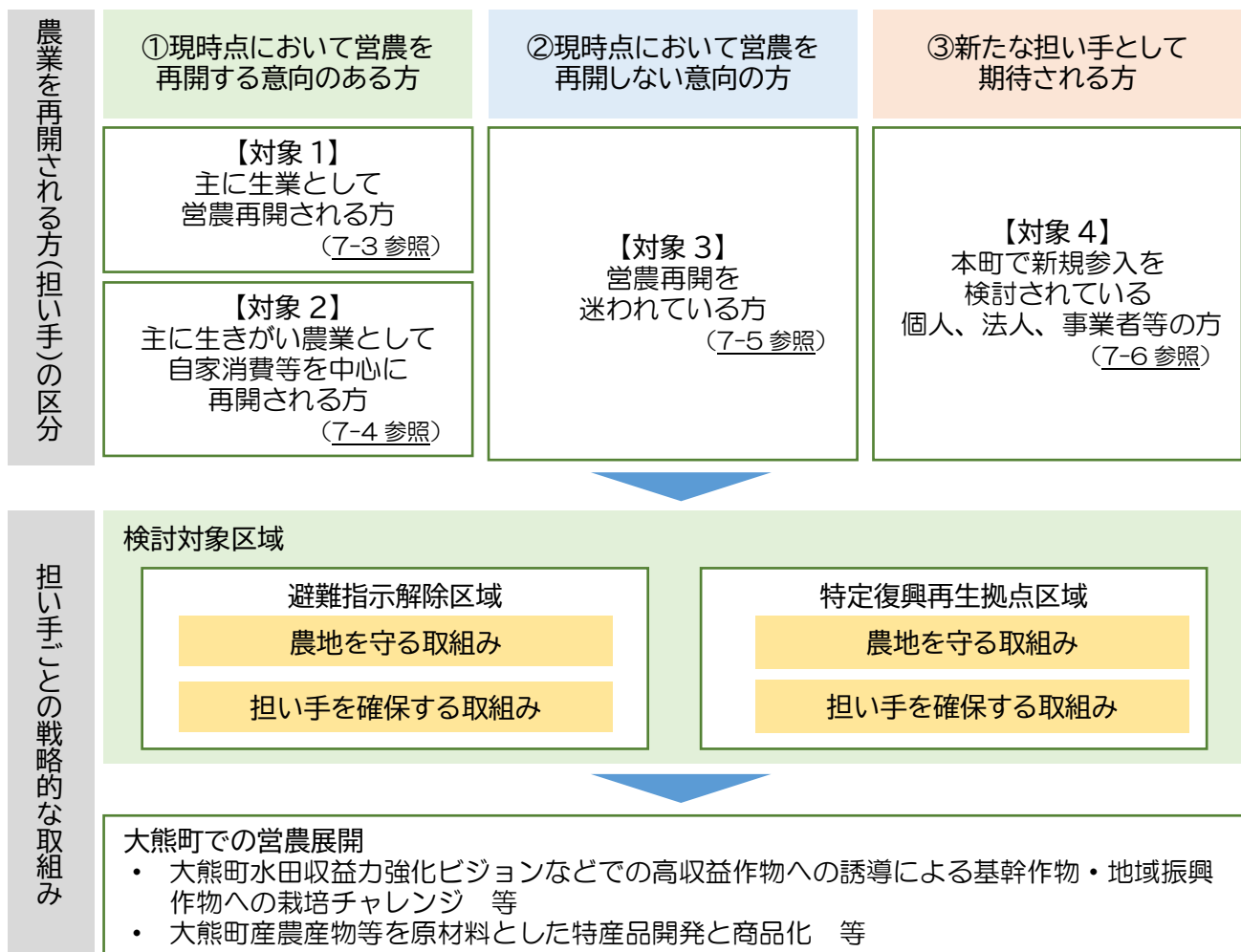


図 7-2 営農再開される方(担い手)の区分

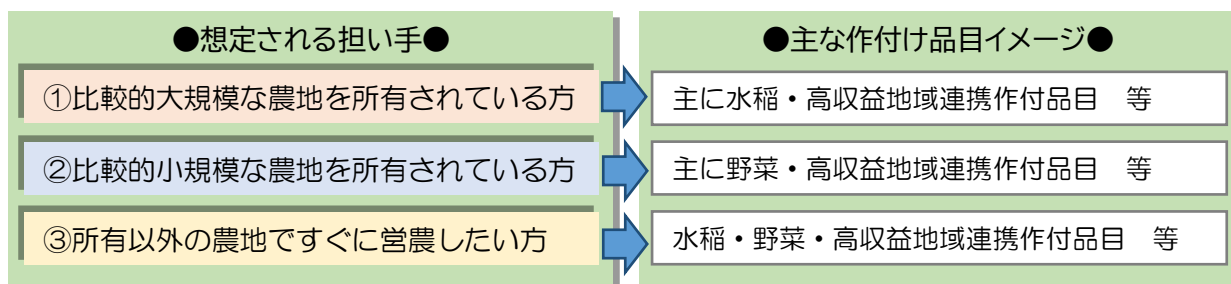
7-3 生業による営農再開への対応

【基本的な方針】

- 本町における担い手トップランナーとして、早期に個別の聞き取り調査等を実施し、営農再開するに際しての課題や今後も営農を継続するための条件等を把握し、協力・支援します。
- 深刻な担い手不足等を踏まえ、今後は、高収益地域連携作付品目を中心に農業法人の設立や省力的・効率的な営農ができるような環境整備を支援します。
- 次期対応においては「帰還困難区域」の復興状況を踏まえ、適時適切な対策を検討する。

【想定される担い手と主な作付け品目】

- 担い手トップランナーとして、主に生業として営農再開される方を想定し、主な作付け品目イメージを示します。



【避難指示解除区域における取組み等】

	当面对応:前期プラン (令和4~8年度)	次期対応:後期プラン (令和9~13年度)
農地を守る 取組み	<p>令和4年度からは農地自己管理へ移行。本格的な営農再開に向けた支援（管理耕作等の支援）</p> <p>①地力回復や鳥獣害対策の強化 ②効率性・生産性を考慮した軽微な農地整備 ③先端技術の導入による農作業の省力化支援 ④設備・機械等の共同利用 等</p>	
担い手を 確保する 取組み	<p>①個別聞き取り調査の実施 ②地域リーダーの育成支援</p> <p>【農地所有者】 ③営農組織体制（法人化）への支援 ④営農再開支援事業等の活用支援 ⑤高収益地域連携作付品目への取組み支援 ⑥市場ニーズに対応した作付品目の栽培支援 ⑦町独自の支援策の創設検討 等</p> <p>【所有以外で営農したい方】 ⑧借り手、貸し手等の情報収集 ⑨農地活用のマッチング支援 ⑩町独自の支援策の創設検討 等</p>	<p>①販売・販路等の開拓支援 ②高収益地域連携作付品目の産地化支援 ③産地化に向けたサプライチェーンの構築 ④特産品開発と6次化産業の取組み ⑤作付品目の組み合わせ等、経営指標の提示等</p>



図 7-3 大規模ほ場のイメージ



図 7-4 大規模なタマネギ畑のイメージ

【特定復興再生拠点区域における取組み等】

	当面对応:前期プラン (令和 4～8 年度)	次期対応:後期プラン (令和 9～13 年度)
農地を守る 取組み	<p>令和 4 年度春 避難指示解除予定</p> <p>除染後農地での各種作物の実証栽培、試験栽培等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地力回復や鳥獣害対策の強化 ②保全管理や営農再開に向けた農地管理の検討 ③農地団地化・基盤整備への意向把握 等 ④石礫や不陸に対応するための環境省との調整・協議 ⑤水路等、施設や圃場環境整備の検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ①高収益作物等、新たな農業へのチャレンジ支援 ②農作業の省力化支援 ③大規模スマート農業の展開 ④大規模施設園芸事業の推進 等
	担い手を確保する 取組み	<p>【農地所有者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別聞き取り調査の実施 ②農業法人の組織化に向けた取組み支援 ③町独自の支援策の創設検討 ④営農再開支援事業等の活用 等 <p>【農地借用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別聞き取り調査の実施 ②農業法人の組織化に向けた取組み支援 ③町独自の支援策の創設検討 ④営農再開支援事業等の活用 ⑤農地マッチング支援 等



図 7-5 タマネギ畑のイメージ



図 7-6 麦畑のイメージ

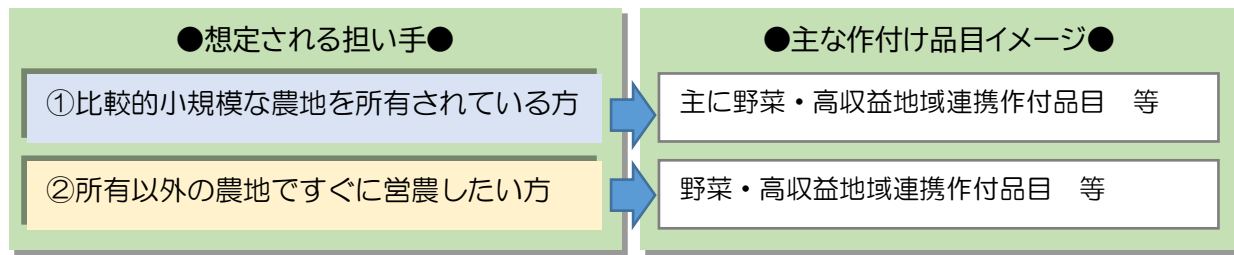
7-4 生きがい農業による農業再開への対応

【基本的な方針】

- 本町における豊かでゆとりある生きがい農業のために、個別に聞き取り調査等を実施し、農業を再開するに際しての課題や今後も農業を継続できるための条件等を把握し、協力・支援します。

【想定される担い手と主な作付け品目】

- 豊かでゆとりある生きがい農業のために、主として自家消費等を中心に営農再開される方を想定し、主な作付け品目イメージを示します。
- 町民の絆を継続するための CSA を中心とした生産地と消費地の交流を検討します。



【避難指示解除区域における取組み等】

	当面对応:前期プラン (令和 4~8 年度)	次期対応:後期プラン (令和 9~13 年度)
農地を守る 取組み	<p>令和 4 年度からは農地自己管理へ移行。本格的な営農再開に向けた支援 (管理耕作等の支援)</p> <p>①地力回復や鳥獣害対策の強化 ②効率性・生産性を考慮した軽微な農地整備 ③設備・機械等の共同利用 等</p>	
担い手を 確保する 取組み	<p>【農地所有者】</p> <p>①個別聞き取り調査の実施 ②自家消費用の作付け支援、営農再開支援事業等の活用 ③町独自の支援策の創設検討 等</p> <p>【所有以外で営農したい方】</p> <p>④借り手、貸し手等の情報収集 ⑤農地活用のマッチング支援 ⑥町独自の支援策の創設検討 等</p>	<p>①作物の販売支援 (直売場、ネット通販等) ②特産品開発の取組みと 6 次化産業の取組み 等 ③大熊町と町ゆかりの方々 との交流を通じた「町の 絆」の継続検討(CASの 導入検討) 等</p> <p>※CASとは… 町外に住んでいる町民と生 産者を結ぶ小規模農家の対 策</p>

【特定復興再生拠点区域における取組み等】

	当面对応：前期プラン (令和 4～8 年度)	次期対応：後期プラン (令和 9～13 年度)
農地を守る 取組み	令和 4 年度春 避難指示解除予定	
	除染後農地での各種作物の実証栽培、試験栽培等	
担い手を 確保する 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①地力回復や鳥獣害対策の強化 ②保全管理等の担い手検討 ③効率的な農地整備や設備・機械等の共同利用の意向把握 ④農地の団地化等の整備推進の検討 等 	
	<p>【農地所有者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別聞き取り調査の実施 ②町独自の支援策の創設検討 ③自家消費用の作付け支援、営農再開支援事業等の活用 等 <p>【農地借用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別聞き取り調査の実施 ②農業法人の組織化に向けた取組み支援 ③町独自の支援策の創設検討 ④営農再開支援事業等の活用 ⑤農地マッチング支援 等 	

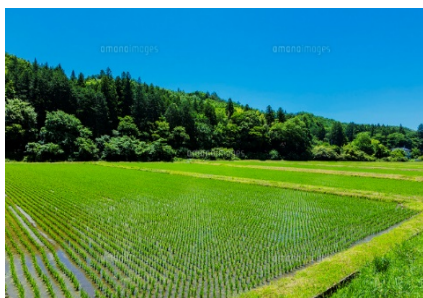


図 7-7 軽微な農地整備のイメージ



図 7-8 自家消費用の畑のイメージ



図 7-9 軽トラ市のイメージ



図 7-10 直売所のイメージ



図 7-11 特産品開発、商品化のイメージ

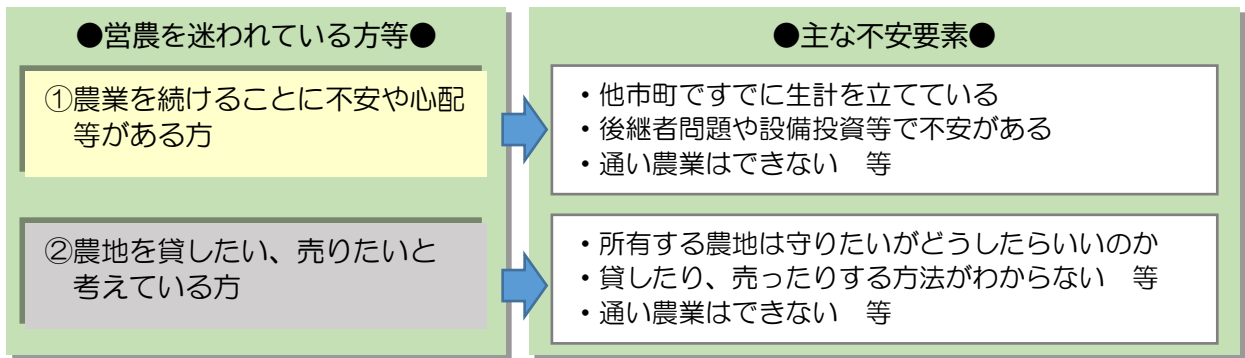
7-5 営農再開を迷われている農業者への対応

【基本的な方針】

- アンケート調査結果から、「営農再開しないかもしれない」と回答された多くの方は、福島県の営農再開支援事業の認知度が低いことから、今後は事業制度の活用等の説明会を開催し、個々の農業者が判断する上での不安要素を取り除くことによって、一人でも多くの農業者が営農再開に向けて取り組むためのきっかけづくりを支援します。
- 農地を「貸したい」「売りたい」という方については、個々の地権者の条件等を町が聞き取り調査を実施するとともに、農地活用のマッチングに向けた支援を行って参ります。

【想定される農地所有者】

- 現時点において営農再開を迷われている方や農地を貸したい、売りたいと考えている方を想定します。



【営農再開を迷われている方への取組み等】

	当面对応:前期プラン (令和 4~8 年度)	次期対応:後期プラン (令和 9~13 年度)
農地を守る 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①町の営農再開の状況や営農再開ビジョン等の座談会の開催 ②営農再開に向けた支援事業の活用についての説明会の開催 等 	
担い手を 確保する 取組み	<p>【農業を続けることに不安等がある方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別聞き取り調査による不安要素の解決策の相談・提案支援 ②通い農業の可能性への相談 ③町独自の支援策の創設検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ①農業の再開を判断された方への各種支援 等 ②人・農地プランによる担い手への農地集積への相談（農地中間管理事業）等



図 7-12 農の風景(大熊町 HP より)

【農地を貸したい、売りたい方への取組み等】

	当面对応:前期プラン (令和 4~8 年度)	次期対応:後期プラン (令和 9~13 年度)
農地を守る 取組み	①個別要望等の調査実施(売却・賃貸借条件 等)・農地活用のマッチング支援 ②農地団地化・基盤整備への意向把握 ③人・農地プラン(農地中間管理事業)の説明・相談 等	
担い手を 確保する 取組み	【売却したい方・賃貸借したい方】 ①耕作や管理をする人への支援 ②借り手、買い手等の情報収集 ③町独自の支援策の創設検討 等 ④新規参入者への情報提供と各種支援 等	

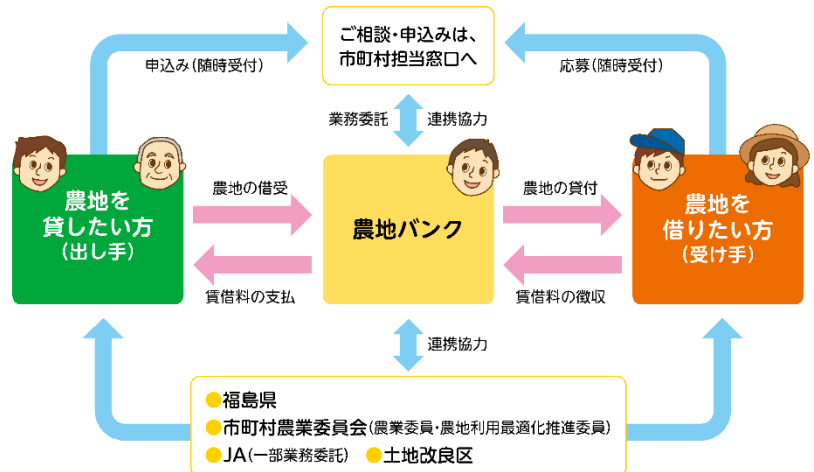


図 7-13 農地中間管理事業(福島県農業振興公社パンフレットより)

【人・農地プランとは・・・】

- 「人・農地プラン」とは、以下の 3 項目の担い手と農地に関わる対策を地域の関係者が打合せ等を繰り返し「地域で実質化(中身が伴っている)された将来の営農に関する地域展望」を策定することです。
 - ① アンケートの実施
 - ② 現状の把握
 - ③ 今後地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成
- 農業者、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が話し合いで 5 年から 10 年先の地域ごとの農地を担う経営体を決めることを指します。

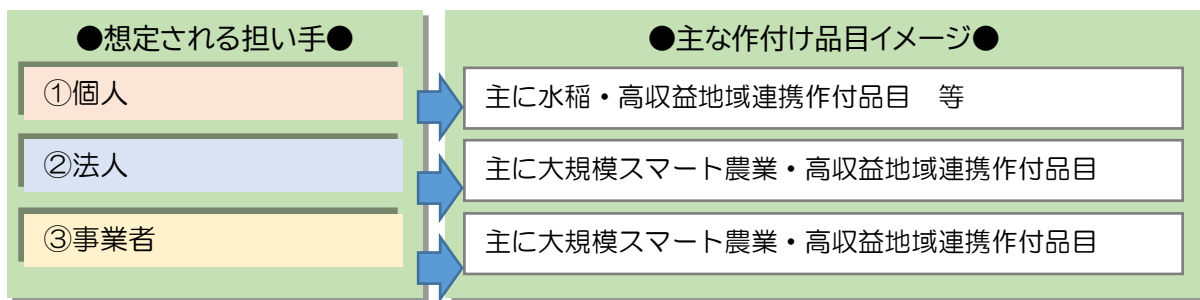
7-6 新規参入を検討されている個人・法人・事業者等への対応

【基本的な方針】

- 令和4年春、特定復興再生拠点区域における避難指示解除予定を踏まえ、除染後、営農再開に向けた取組みを実施します。
- アンケート調査結果にみると、特に、特定復興再生拠点区域では、離農される方が多いことから、持続して農地を保全するためには、戦略的に農地の集積による団地化、基盤整備事業の推進を図るとともに、比較的大規模な農地は、新たな担い手となる新規進出者等の受け入れも視野に入れた各種の取組みを実施します。

【想定される担い手と主な作付け品目】

- 新たな担い手として、主に大規模経営として営農される方を想定し、主な作付け品目イメージを示します。



【特定復興再生拠点区域における戦略的な取組み等】

	当面对応:前期プラン (令和4~8年度)	次期対応:後期プラン (令和9~13年度)
農地を守る 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別要望等の調査実施 (売却・賃貸借条件 等) ② 農地団地化・基盤整備への意向把握 ③ 大規模農地の候補地検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模農地の適地選定と地権者合意形成 ② 農地中間管理機構交付金を活用した農地の集約化 ③ 大規模スマート農業の展開 ④ 大規模施設園芸事業の推進 等
担い手を 確保する 取組み	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町外の新規担い手への情報発信 ② 営農再開支援事業等の支援 ③ 町独自の支援策の創設検討 等 <p>【法人・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町外の新規担い手への情報発信、企業等の誘致活動 ② 農業法人の組織化に向けた取組み支援 ③ 高収益地域連携作付品目への取組み支援 ④ 福島大学等の連携のあり方 ⑤ 町独自の支援策の創設検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 営農組織への各種支援 ② 次世代担い手への育成支援 ③ 新規参入者への各種支援 ④ 高収益地域連携作付品目等の産地化支援 ⑤ 大学との連携・協力支援 ⑥ 国内外研修制度の活用 等 ⑦ 新たなフードサプライチェーンの検討による低コスト農業へのチャレンジ



図 7-14 先端技術を活用した施設イメージ(温度管理・水管理等)



図 7-15 ドローンを活用した農業イメージ



図 7-16 ネクサスファームおおくま(HP 等より)

第 8 章 ビジョン実現に向けて

8-1 段階的・戦略的な取組みのシナリオ

(1) 基本的なシナリオ

- 地権者意向調査によると、深刻な担い手不足問題を抱えており、営農環境を取り巻く条件として非常に厳しい状況にあります。
- 10年後を見据えたビジョンを実現するためにも、戦略的に担い手のトップランナーとともに営農活動を展開している姿を見せ、着実にその成果をあげていきます。
- そのためには、『先行モデル地区』を位置づけ、その波及効果を段階的に広げていく取組みを実践することが重要です。

大熊町における農業環境等

- 圧倒的に営農再開者、予定者が少ない
 - ✓ 深刻な担い手不足が顕在化
- 除染後の農地管理等の動き
 - 【避難指示解除区域】
 - ✓ 令和4年度から農地の自己管理・管理耕作等へ移行
 - ✓ 大川原地区を中心に営農再開の動き
 - 【特定復興再生拠点区域】
 - ✓ 令和4年度から農地保全管理事業がスタート
- 町上位計画による農地活用の動き
 - ✓ 復興再生計画やゼロカーボン計画の施策・事業との関連から、農地活用の位置づけや取り扱いが流動的

町や農業者、
関係機関との
話し合いによる
明確な担い手が
必要

当面の戦略的取組みの視点

「先行モデル地区」から 営農再開スタート！

- 大川原地区を『先行モデル地区』として位置づけ
- 営農再開に向けた具体的な事業・施策の取組み

大川原地区営農再開分科会の立ち上げ
✓ 営農者も含め、事業化に向けた具体的な取組みの可能性検討

具体的な取組み事業のイメージ

- ✓ 営農組織体制（法人化）の設立支援
- ✓ 水稲作などのスマート農業、タマネギ等の高収益作物目栽培、花き・果物・野菜・薬用作物などの施設栽培等の複合経営への展開

先行モデル 地区での 成果

- ・ 生業として成立可能性のある農業
- ・ 限られた担い手等による効率性・生産性の向上
- ・ 環境循環型への寄与

節々での検証の積み上げと情報提供

周辺地区への展開

避難指示解除区域
全体へ波及

特定復興再生拠点
区域へ波及

営農再開を支援するための
様々な取組み・
事業の展開・支援
(第9章を参照)

福島県営農再開支援事業を活用した支援
福島県再生加速化交付金を活用した支援
被災12市町村農業者支援事業を活用した支援
大熊町として上記支援策で不足分の支援策の検討 等

人・農地プランに基づく支援
農地中間管理事業の活用 等

図 8-1 戦略的・段階的な取組みの方向性

(2)先行モデル地区における明確な担い手の確保と連携・協力・支援体制づくり

- 先行モデル地区において、明確な担い手を確実に確保し、具体的に営農活動を着実に実行できるための体制づくりを構築します。
- 特に、地権者の農地活用意向の把握を継続的に実施し、農地マッチングを推進するとともに、推奨する作付け品目栽培の技術指導、共同設備導入、さらに、新たな担い手を確保するための法人化設立に向けた協力・支援を実施します。

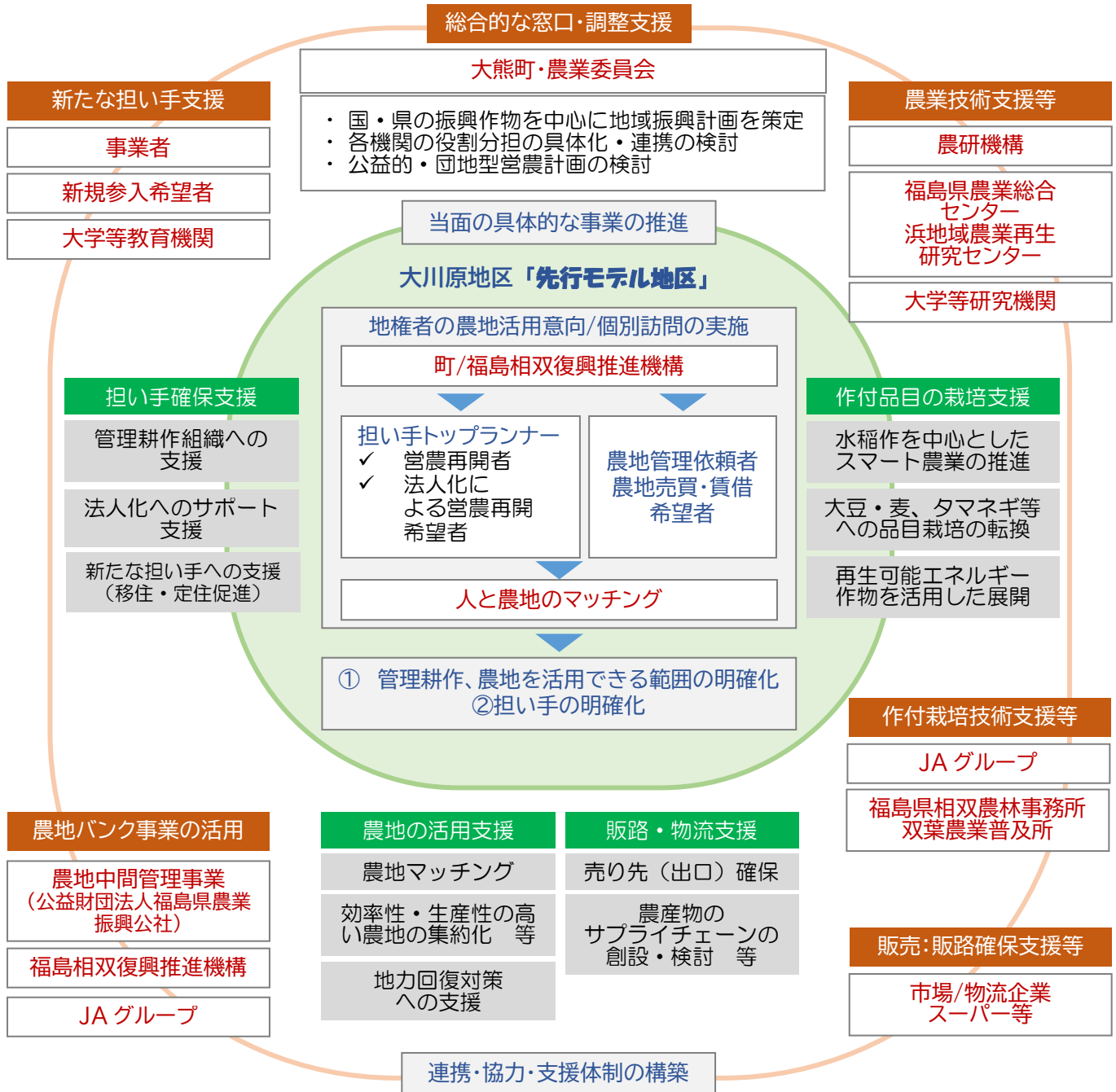


図 8-2 連携・協力・支援体制づくりの方向性

8-2 区域における当面の取組みの展開方向

(1) 避難指示解除区域

【基本的な方向性】

- 保全管理事業が完了する大川原地区を『先行モデル地区』として位置づけ、水稻を中心に、そば、大豆、麦や浜通り地域におけるタマネギの産地化など、早期の本格的な営農再開に向けた各種取組みを実施します。
- 先行モデル地区での管理耕作も含めた成果等を踏まえ、周辺地区での営農再開に向けた波及効果を展開します。

ステップ1 保全管理事業後の当面对応

- ・ 2021 年度 保全管理事業終了
- ・ 先行モデル地区（大川原地区）で本格営農スタート（管理耕作活用）
- ・ 地権者の農地活用意向を実施し、先行モデル地区での各種支援と対応の検討（経営モデル策定のための各種実証栽培等の調査、法人化による事業推進等）
- ・ 先行モデル地区における集落単位の担い手、農地活用意向等の把握と取組み検討 等

ステップ2 農地集積及び 自己管理に向けた取組み

- ・ 2024 年度 管理耕作後の農地の集積及び自己管理に向け、集落単位における農地マッチングの推進
- ・ 農業経営が成り立つ、新たな農業への取組みへの経営モデルの提案、新規受入れも含めた各種支援のサポート
- ・ 町としての公益的、団地型営農の確立 等

ステップ3 農地集約及び 自己管理後における取組み

- ・ 個人、法人、事業者が、継続して営農できるための各種支援のサポート
- ・ 担い手の増加、作付け農地拡大に向けた各種取組み
- ・ 各種情報の共有化と公開化、周辺への波及展開
- ・ 人・農地プランの策定に向けた地域での話し合いやアンケート等の実施による効率的な農地の集約 等



図 8-3 先行モデル地区における本格営農の取組みイメージ

(2) 特定復興再生拠点区域

【基本的な方向性】

- 避難指示解除後、地権者意向等を踏まえ、早期に営農再開できるような営農環境を整備します。また、効率的で生産性のある農地を整備するため、既存の農地を集約し、将来的には基盤整備の推進を目指します。
- 比較的大規模な農地については、先行モデル地区の中核的な担い手や新たな担い手となる新規進出者等の受け入れも視野に各種の取組みを実施します。

ステップ1 避難指示解除後の当面对応

- ・ 2022 年度春 避難指示解除目標
- ・ 地権者の農地活用意向を確認し、集落単位で農地活用や担い手等を把握（保全管理事業の組織運営支援 等）
- ・ 保全管理事業による農地保全と農業環境の整備（地力回復、実証栽培の実施 等）

ステップ2 管理耕作事業による農地保全と 本格営農への足掛かり検討

- ・ 2024 年度（保全管理終了の1 年前） 保全管理後の農地自己管理に向け、集落単位での農地活用の方向性、具体化と農地マッチングの推進
- ・ 農地集約化による大規模な農業への取組み
- ・ 農業者が農業を継続できる各種支援のサポート
- ・ 農地管理の継続化（管理耕作事業に移行）等

ステップ3 農地集約及び 本格営農に向けた対応方針の明確化

- ・ 個人、法人、事業者が、継続して営農できるための各種支援のサポート
- ・ 担い手の増加、作付け農地拡大に向けた各種取組み
- ・ 大規模営農組織の育成と誘致
- ・ 町内での特産品を含めた6次化対応の検討
- ・ 交流人口・関係人口の拡大による定住化の推進
- ・ 地域循環システムのための新たな技術の開発 等



図 8-4 新たな技術開発等を活用した営農再開のイメージ

8-3 当面目指すべき営農再開イメージ

先行モデル地区から周辺への波及効果概念図

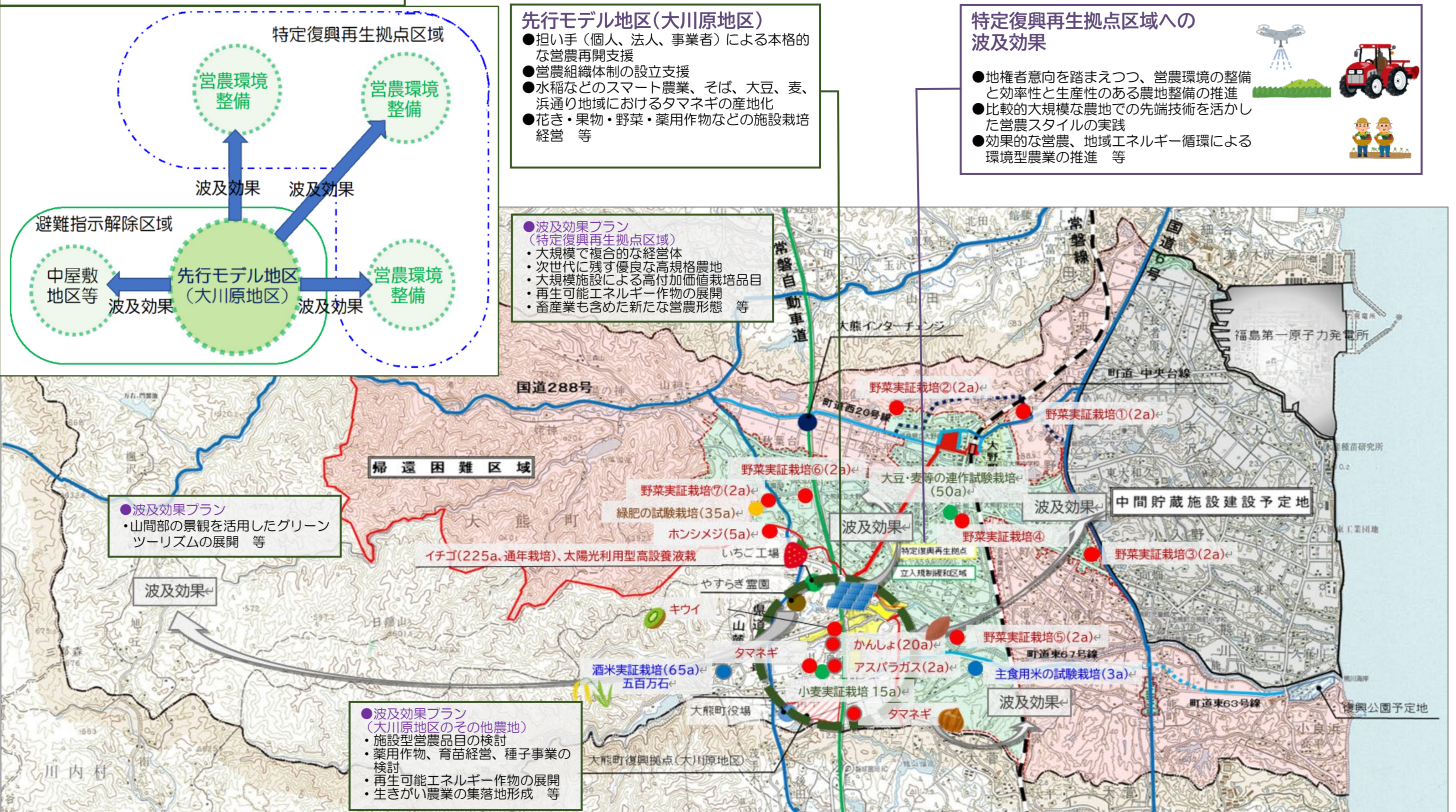


図 8-5 当面目指すべき営農再開イメージ

第 9 章 町における取組み・事業展開の一覧

9-1 本町における営農再開に向けた取組み・事業(案)の体系

ここでは、本町における営農再開を支援するための様々な取組み・事業について、担い手確保に向けた取組み・事業、農地を守るための取組み・事業に分類し、それぞれの具体的な取組みの方向性や展開イメージを整理します。

担い手確保に向けた取組み・事業(案)の体系

担い手確保に向けた 取組み・事業	取組み1	農地活用等意向の把握
	取組み2	座談会の開催（個別相談会の開催）
	取組み3	営農再開意向者への聞き取り調査の実施と対応
	取組み4	生きがい農業者への意向把握
	取組み5	区域外営農再開希望者への聞き取り調査の実施
	取組み6	農業復興組合（保全管理組合）等への意向把握等
	取組み7	新規担い手等の受け入れ体制の検討

農地を守る取組み・事業(案)の体系

農地を守る取組み・事業	取組み1	農地活用等意向の把握
	取組み2	自己管理ができない農地の対応
	取組み3	農地を売却したい、貸したい等の農業者の把握
	取組み4	大規模営農団地化・基盤整備に向けた対応
	取組み5	営農・生きがい農業の担い手トップランナー支援
	取組み6	環境に配慮した新たな農業・品目へ向けた 取組み支援
	取組み7	農産物販売促進に向けた取組み支援

9-2 個別事業等の方向性(担い手確保編)

ここでは、営農再開者や予定者、さらには新規の担い手（個人、事業者、法人等）を確保するための取組みについて整理します。

取組み 1	農地活用等意向の把握
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、令和3年度において、本町の避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域内に農地を所有されている方を対象に、農地利用に関する意向を把握した。これらの意向等を踏まえ、営農再開に向けた具体的な取組みや事業の検討材料とした。 次年度以降は、未回答の地権者を対象に個別訪問や聞き取り調査等を実施し、多くの地権者の農地利用に関する意向を把握する。
具体的な取組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①個別訪問や聞き取り調査の実施 ②アンケート調査結果のデータ更新 ③避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域の集落単位での農地活用意向の整理・分析 ④農地活用の見える化による個別事業等の基礎資料として活用 等
展開イメージ	<p>【意向調査結果の活用】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【データ更新・集計・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果のデータ更新 ・地権者意向の集計・分析と見える化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【アウトプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落単位に集計し、農地活用意向等の情報提供 ・具体的な個別事業の基礎資料として活用 </div> </div>
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・営農再開意向や農地活用意向を把握することによって、“環境循環型営農スタイル”を実践する担い手を確保する。
取組み 2	座談会の開催(個別相談会の開催)
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に実施した座談会は、「大熊町営農再開ビジョン（骨子）」を提示・説明するとともに、避難先での現状や営農再開に向けての不安や問題などを共有し、参加者のご意見や要望等をビジョン策定に反映することを目的に開催した。 座談会を通じて、多くの農業者の方が営農再開に向けて不安や心配を抱えており、引き続き、町の営農状況や支援制度等について情報提供を行うとともに、出前方式による個別相談会等を実施する。
具体的な取組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①避難先における座談会、個別相談会の開催 ②座談会等における情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・営農再開ビジョン等の提示 ・営農再開に向けた支援事業の活用 ③個別相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・不安要素の解決策の相談・提案 ・通い農業の可能性への相談 ④役場での相談対応
展開イメージ	<p>【座談会の様子】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>郡山会場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>会津若松会場</p> </div> </div>
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・座談会や個別相談会の開催を通じて、より多くの方が帰町促進や営農再開のきっかけとなり、“環境循環型営農スタイル”を実践するための担い手を確保する。

取組み 3

営農再開意向者への聞き取り調査の実施と対応

取組み・事業の概要

- ・本町における営農再開の担い手トップランナーとして、営農再開者、再開予定者を対象に個別訪問による聞き取り調査等を実施し、営農するための問題や課題、要望等の聴取を実施する。
- ・また、要望等を踏まえ、持続的な営農活動を支援するための対応策についての可能性を検討する。

具体的な取組みの方向性

- ①町が主体となった営農再開意向者への聞き取り調査の実施
 - ・営農再開に向けた課題と解決策検討
 - ・営農組織体制（法人化）に向けた支援
 - ・営農再開支援事業等の情報提供 等
 - ②持続的な営農活動を支援するための対応策の可能性検討
 - ・高収益地域連携作付品目への取組み
 - ・市場ニーズ等の情報共有
 - ・販路開拓に向けたPR計画・推進
 - ・産地化に向けたフードサプライチェーン構築検討 等
- 高収益地域連携作付品目への取組み（P42.図9-1参照）
- ・原子力被災12市町村で営農再開を加速化し、需要の高い農産物の生産・出荷・加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地を創出する取組みとして市町村の枠を超えて広域的に進める「福島県高付加価値産地展開事業」が創設された。
 - ・本町においても国・県の施策を効果的に活用し、まずはタマネギの産地化を目指し、タマネギ作付け面積拡大等に向けた取組みを支援する。



大規模なタマネギ畑のイメージ

展開イメージ

- 市場ニーズ等の情報共有
 - ・本町での営農再開は、水稻を主体としつつ、近年の主食用米の需要と供給等の動向を見極めつつ、土地利用型あるいは施設での園芸品目栽培を推進し、県、JA等の推進品目や各種制度に適合する品目を中心に検討する。
 - ・必要な時期に必要な生産量を安定的に供給することが求められる市場ニーズを把握・共有し、出口戦略を見据えた推奨作付け品目の情報を発信する。
- 販路開拓に向けたPR計画・推進
 - ・一般的に、農産物は、農家からJAなどの出荷団体、卸売市場、仲卸業者、小売業者を経て消費者に届く流れであるが、流通ルートの簡素化により、利益を増やす農家や農業法人が増えている。
 - ・多様化する流通ルートを踏まえ、顧客と密着し、顧客ニーズにマッチした農産物を生産・販売するために、民間企業との連携、ネットショップ、ECモール、HPやSNSの活用も含めた新たな販路開拓を推進する。



資料：流通ルートの簡素化のイメージ

展開イメージ

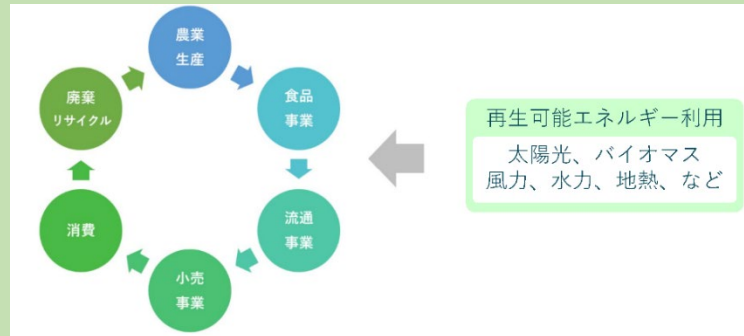
●産地化に向けたフードサプライチェーン構築検討

・フードサプライチェーンとは、農林水産物を生産し、食品加工、流通・販売により消費者に食品が届き、最終的に廃棄されるまでの一連の流れであり、食料・農林水産業において、生物多様性への影響や温室効果ガス排出量などの環境への負荷を軽減していく。

・生産者と消費者を結び効率的かつ環境負荷の小さなCAS等の物流システムの構築を推進する。

生産段階：温室効果ガスの抑制や資源循環利用の推進

流通・加工段階：プラスチック代替素材の活用、食品ロスの削減等の推進、流通チャンネルの多様化による販売効率化



資料：フードサプライチェーンにおける脱炭素化技術・可視化に関する資料（農林水産省）

環境循環型に寄与する効果

・フードサプライチェーンの構築により、石油燃料由来のエネルギーやプラスチック製品を代替し、温室効果ガスの抑制や炭素の貯留効果、農産物資源や食品産業から排出される廃棄物の削減効果を期待する。

・基本的には、町内での効率的なエネルギー循環を目指すための生産や流通での新たなシステムを構築するための対応策を検討する。

福島県営農再開支援事業等を活用した営農再開

広域的な高付加価値産地の展開による営農再開の加速化



図 9-1 高収益地域連携作付品目への取組み(資料:農林水産省東北農政局)

<p>取組み 4</p>	<p>生きがい農業者への意向把握</p>
<p>取組み・事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生きがい農業とは、小規模な自家消費用の作付けを行う農業者であり、生業として営農される農業者と区分されるものである。 • 現時点において、農業を再開されている大部分の農業者は生きがい農業を主体とした形態であるが、本町としては数少ない担い手として位置づけ、作付け支援や今後の農業展開を支援していく。
<p>具体的な取組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①自家消費用の作付品目の意向把握 <ul style="list-style-type: none"> • 担い手トップランナーの農業者を対象に作付け等に関する意向・要望等の把握 ②小規模な自家消費用の作付け支援 <ul style="list-style-type: none"> • 小規模な自家消費用の作付け品目等に関する支援 ③営農再開支援事業等の活用 <ul style="list-style-type: none"> • 自家消費から、生業として営農するための支援策 ③作物の販売促進・拡大等に向けた取組み支援 <ul style="list-style-type: none"> • 宅配・ネット通販事業、直売所、軽トラ市等の企画・開拓・展開支援
<p>展開イメージ</p>	<p>【宅配・ネット通販事業の事例】（P44.図 9-2、図 9-3 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●CSA（Community Supported Agriculture）の導入（町外に住んでいる消費者（町民）と生産者を結ぶ小規模農家の対策） <ul style="list-style-type: none"> • 消費者会員が自分で受け取る場所を設置した運営（ピックアップポイント） <p>【直売所、軽トラ市の事例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="496 1120 959 1426">  </div> <div data-bbox="970 1120 1433 1426">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="651 1440 855 1473"> <p>直売所のイメージ</p> </div> <div data-bbox="1050 1440 1273 1473"> <p>軽トラ市のイメージ</p> </div> </div>
<p>環境循環型に寄与する効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生きがい農業を再開される農業者の意向等を把握するとともに、販売先や販路を確保することによる自家消費型から営農型へ取組むためのきっかけを支援し、“環境循環型営農スタイル”を実践するための担い手を確保する。 • 関係人口、交流人口の増加と定着により、都市や居住ターミナルと町との距離を狭めることにより、フードマイレージ削減を目指す。



図 9-2 CSA のコンセプトイメージ(資料::CSA(地域支援型農業)導入手引き)

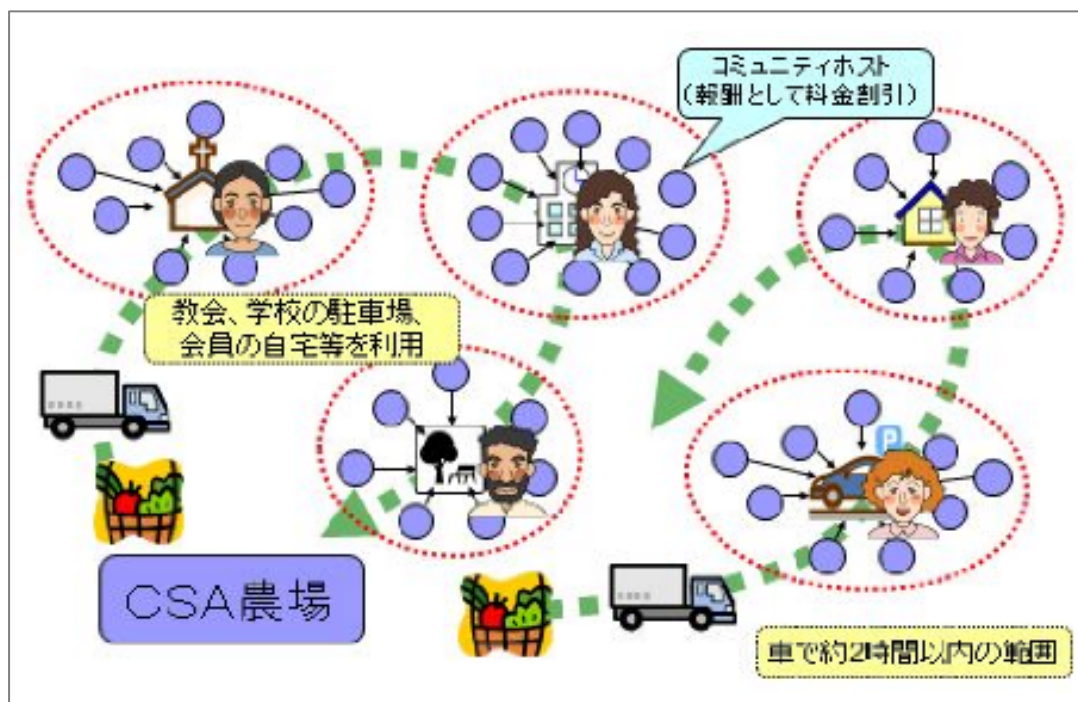


図 9-3 ピックアップポイントの設置(資料:ピックアップポイントの設置)

取組み 5	区域外営農再開希望者への聞き取り調査の実施
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地権者農地活用調査結果や座談会等において、自己が所有する農地で営農再開ができない農業者が、自己所有農地以外で営農再開したい意向があった。 本町としては、営農再開の貴重な担い手として位置づけ、営農再開希望者への聞き取り調査を実施し、農地の貸し手との農地マッチングに向けて支援する。
具体的な取組みの方向性	<p>①町内の区域外営農希望者の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農再開希望者への聞き取り調査を実施 営農再開希望者の条件（借り主、借りたい場所、規模、作付け品目等）を収集 <p>②農地中間管理機構への情報提供と農地マッチング支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地活用意向調査結果を踏まえ、農地の売賃貸借意向データの収集・整理 農地マッチング支援を担う農地中間管理機構との情報共有 農地中間管理機構による具体的な農地マッチングの支援
展開イメージ	<p>【農地マッチングのしくみ】（P45.図9-4参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地バンク事業の活用 等
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> 意向調査により、農地を貸したい方と借りたい方等を把握することによって、農地を有効活用した“環境循環型営農スタイル”を実践するための担い手を確保する。 管理耕作や農地バンクの活用によるまとまった大規模圃場で、本来は荒廃農地になる可能性のある避難から帰還できない等の地権者の農地を農作物栽培で適正管理することにより、効率的に地域環境の保全や低炭素化に結び付く。

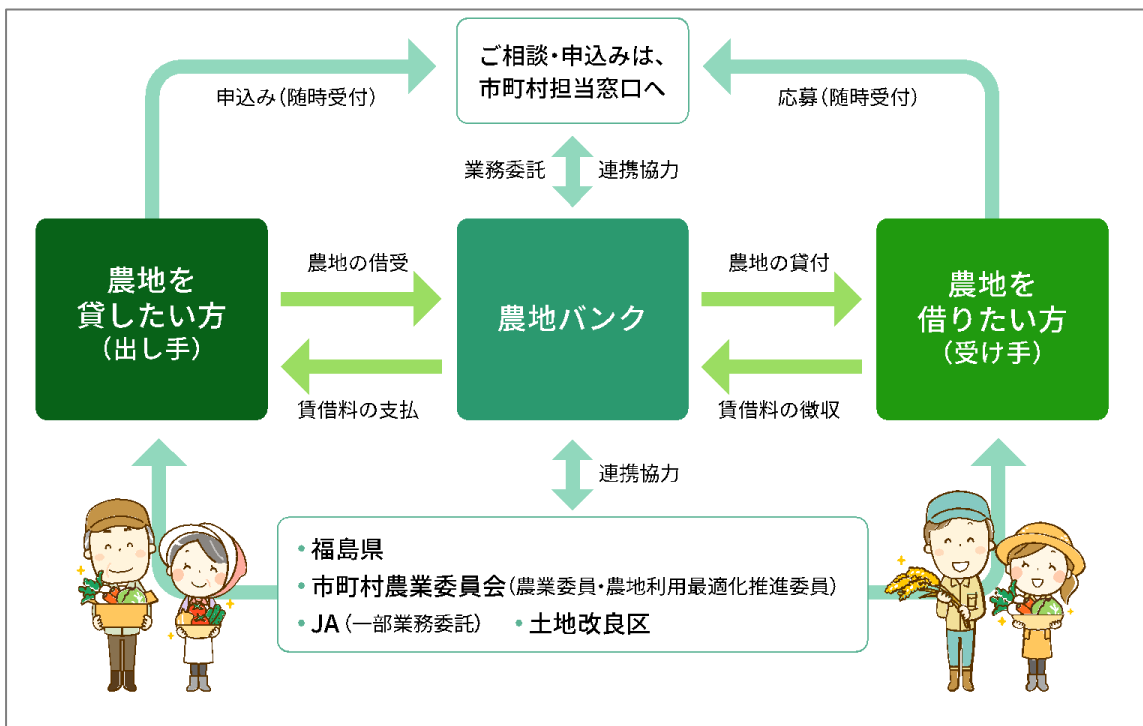


図 9-4 農地マッチングのしくみ(資料:農地バンク事業(公益財団法人福島県農業振興公社))

取組み 6	農業復興組合(保安全管理組合)等への意向把握等の実施
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本町では、農業復興組合が主体となって農地の保安全管理事業を実施している。避難指示解除区域においては、令和4年度から農地自己管理へ移行することに伴い、担い手として期待される農業復興組合への意向把握を実施する。また、新たな営農を展開するために、令和4年度以降の活動支援を行う。 座談会において、営農組織を設立し、営農再開したいという農業者がいたことから、これらの意向を踏まえ、本町の担い手として期待される営農組織（法人化）の設立への支援及び組織経営等に関する相談・支援を行う。
具体的な取組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①農業復興組合（保安全管理組合）への意向把握 ②営農組織体制（法人化）に向けた相談 <ul style="list-style-type: none"> ・営農組織（法人化）に向けての事前相談 ・法人化設立に向けた事業計画の相談・調整 ③営農組織（法人化）への設立推進 <ul style="list-style-type: none"> ・設立、経営上における専門家の派遣等の支援 ④営農品目と経営とのパッケージ情報の支援
展開イメージ	【農業経営者サポート事業(福島県農業経営相談所)】(P46.図 9-5 参照) ・農業経営に関する相談・アドバイス
環境循環型に寄与する効果	・営農再開される営農組織の意向等を把握することによって、“環境循環型営農スタイル”を実践するための担い手を確保する。

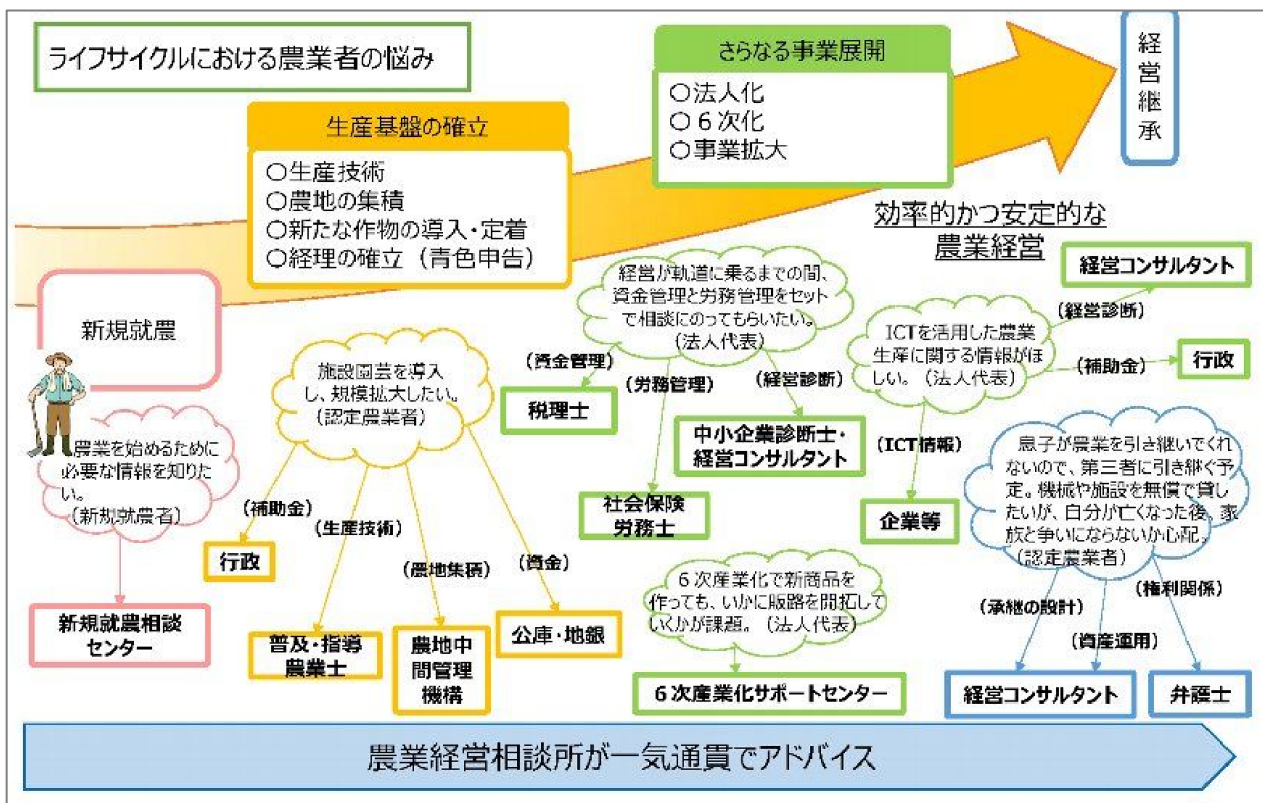


図 9-5 農業経営者サポート事業(資料:農業経営者サポート事業(農林水産省))

<p>取組み 7</p>	<p>新規担い手等の受け入れ体制の検討</p>
<p>取組み・事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな担い手となる個人、法人、事業者などの新規進出者等の受け入れに向けた活動等を推進する。 • 新規担い手の受け入れへの取組みは、国などの支援制度の活用のほか、本町への進出希望者からの要望等を十分把握しつつ、町独自の支援制度の創設を目指す。
<p>具体的な取組みの方向性</p>	<p>①町外担い手等に向けた情報発信方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本町が目指すべき営農ビジョンや目的達成のための取組みについて、HPへの掲載、冊子・パンフレット作成等による周知・情報発信 • 新規担い手を対象としたPR・誘致活動の推進 • 新規進出希望者への相談窓口の設置、個別アンケート、ヒアリングの実施、企業等の誘致活動 <p>②町独自の営農支援制度の創設検討</p> <ul style="list-style-type: none"> • 町独自制度の創設 <p>③農業法人の組織化に向けた取組み支援</p> <p>④福島大学等との連携のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> • 町内をフィールドとした大学との連携・協力の実践 等 <p>⑤次世代担い手育成に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> • 次世代担い手育成支援、制度及び組織の検討 等
<p>展開イメージ</p>	<p>①町外担い手等に向けた情報発信方法（P48.図9-6参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 募集段階：農林水産省や全国農業会議所、JAをはじめとした農業関連のウェブサイトやHPでの情報提供、パンフレット配布。 相談窓口の設置や個別相談会の開催による募集 • 研修段階：農業協同組合や農業生産法人、一般農家などの協力により、新規就農希望者への研修の実施 ※「農業次世代人材投資事業」、「農の雇用事業」などの支援制度の活用 • 就農段階：農地の斡旋、販売ルートの確保、適切な設備投資や経営計画などへの準備、農業協同組合の営農指導員や新規就農相談センターの職員によるサポート体制の整備 ※「新規就農者に対する無利子資金制度」、「経営体育成支援事業」などの支援制度の利用 <p>②町独自の営農支援制度の創設検討</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国・県等の営農再開に向けた各種支援制度の他、営農再開者や予定者等の意見・要望を踏まえ、町独自制度の創設を検討する。 • 営農の担い手（個人、法人、事業者）に対して、特に、生活環境面での支援等の充実・強化を図る等、本町に住み続けて、持続的な営農を展開できるような独自の支援制度の創設・運用を検討する。 <p>③農業法人の組織化に向けた取組み支援（農業経営法人化支援事業等）（P49.図9-7参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設立、経営上に対する専門家の派遣等の支援

<p>展開イメージ</p>	<p>④大学等の連携のあり方検討（P49,図9-8参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等との連携・協力による各種取組み・事業の実践 等 <p>⑤次世代担い手育成に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしまの就農支援制度を活用するなど、農業体験や本格的な就農に向け県内の農家や農業法人のもとで研修が実施できる場所として、希望する方に情報を提供できる取組みと支援体制を整備する。 ・グローバルな視点による国内外研修生制度の活用や女性が変わる未来の農業推進など、新たな事業として支援する。 ・福島県農業振興公社による農業次世代人材投資資金（準備型）や就農促進活動事業等を活用する。
<p>環境循環型に寄与する効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規担い手の受け入れは、本町が目指す“環境循環型営農スタイル（大熊スタイル）”の実践の取組みに賛同・協力し、かつ積極的に事業展開を実施できる新規参入者をターゲットとする。 ・これらの展開により、他市町村と差別化された新規担い手を確保できるとともに、新規参入者による個別事業の事業展開により、温室効果ガス削減など、環境に配慮した農業実践フィールドとして全国に発信することが期待される。 ・福島大学等との連携により、農業をとりまく生産から流通・エンドユーザーまでの流れを、体系的に学ぶ研究拠点として産官学連携を図ることにより総合的な環境対策を進めることが期待できる。

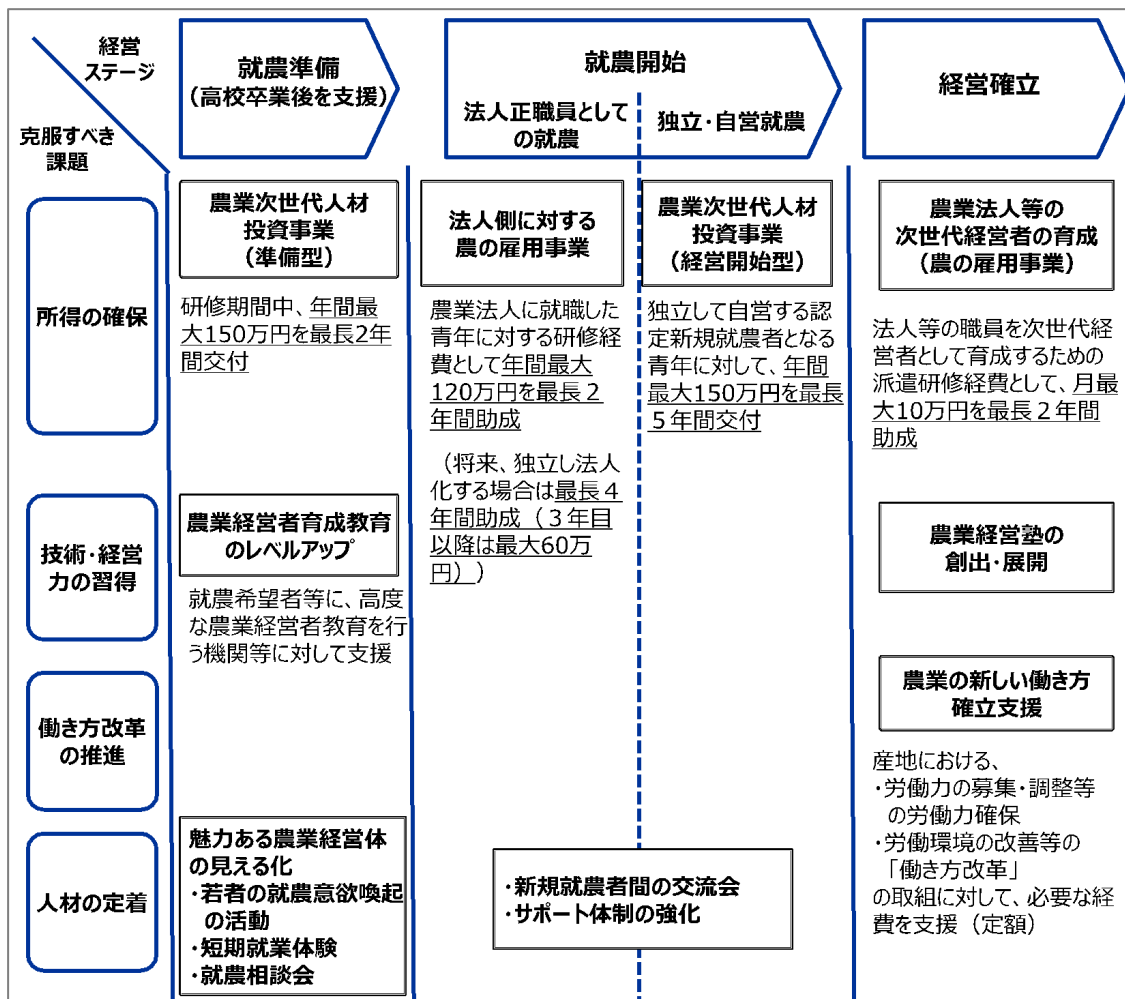


図 9-6 町外担い手等に向けた情報発信方法(資料:農業人材力強化支援事業の事業イメージ(農林水産省))

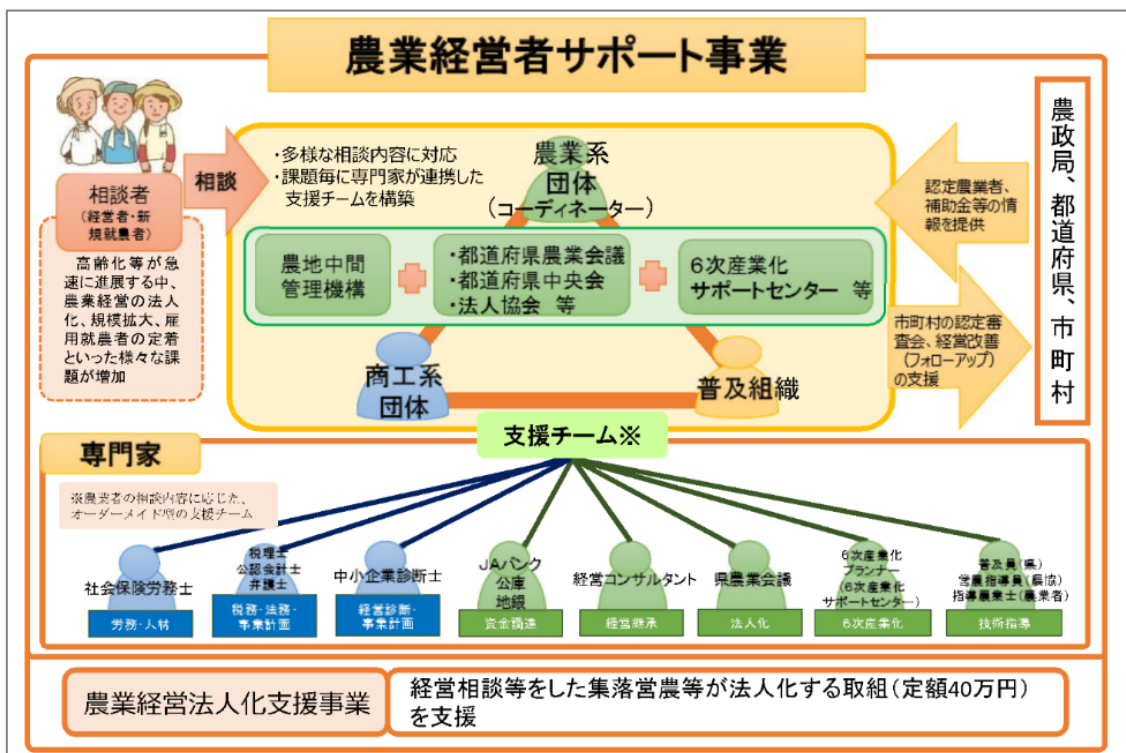


図 9-7 農業法人の組織化に向けた取組み支援(資料:農業経営法人化支援事業(農林水産省))

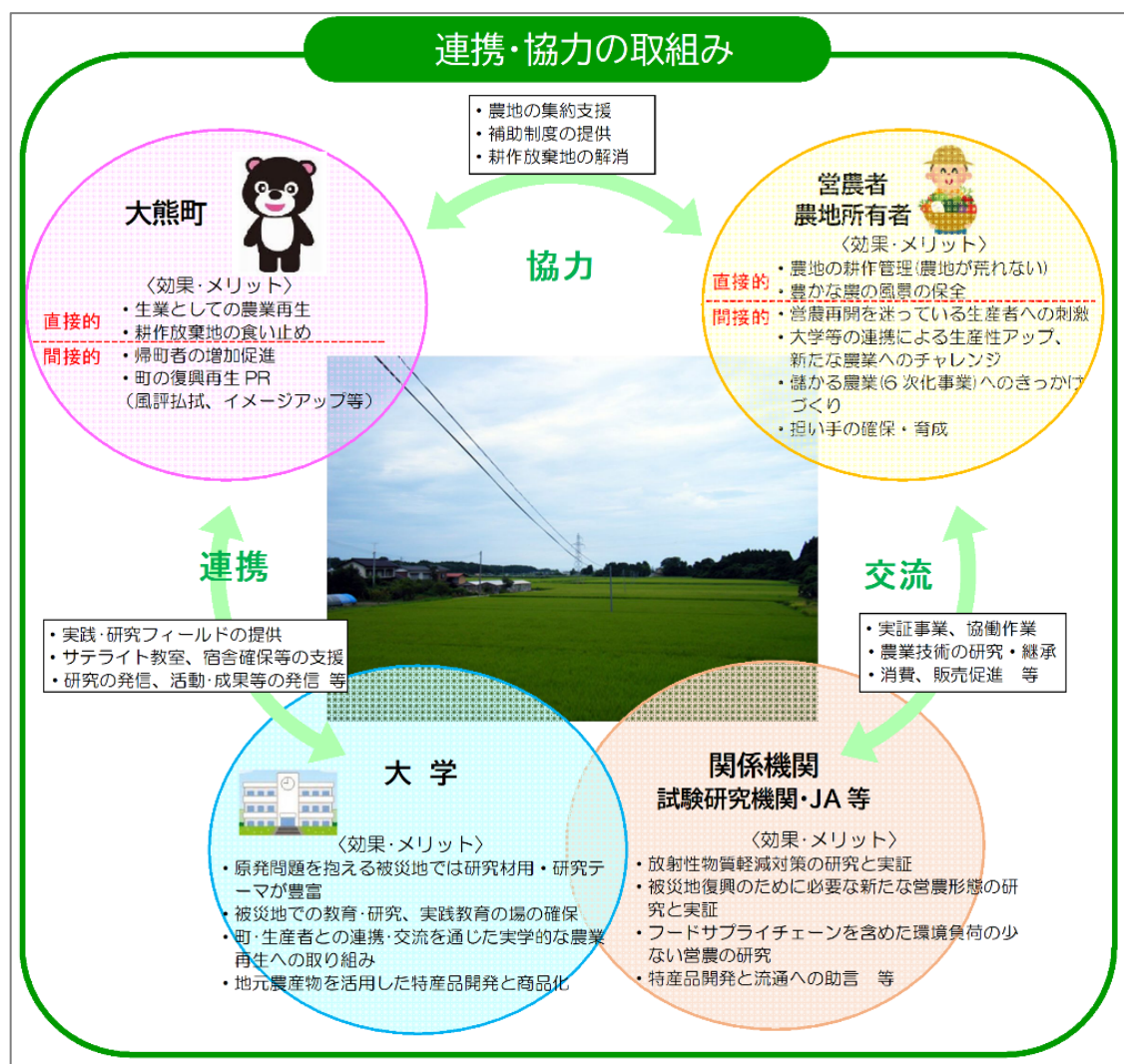




図 9-8 大学等の連携のあり方検討

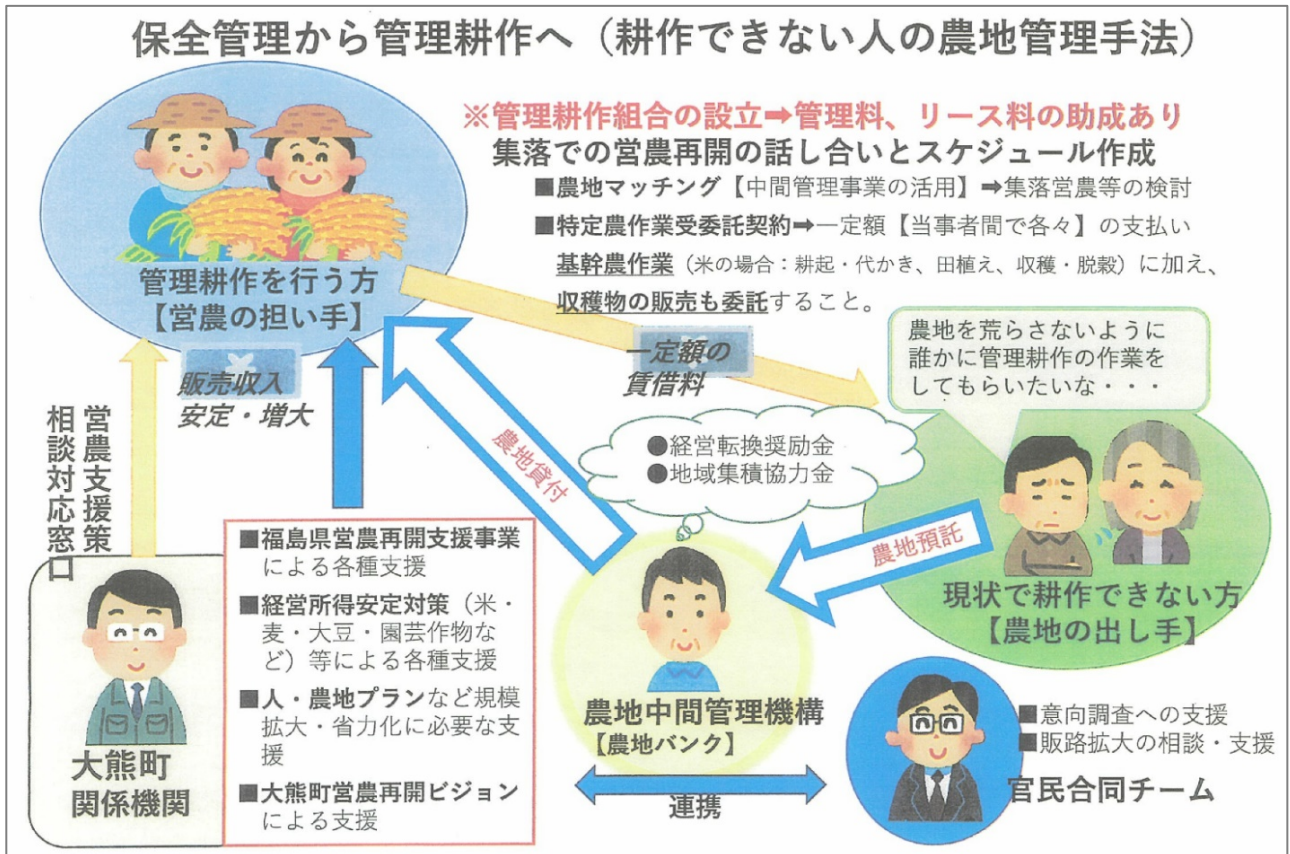


9-3 個別事業等の方向性(農地保全編)

ここでは、持続的な営農を可能とする農地を守るための取組みについて整理します。

取組み 1	農地活用意向の把握
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、令和3年度において、農地利用に関する意向調査を実施した。これらの意向等を踏まえ、営農再開に向けた具体的な取組みや事業の検討材料とした。 次年度以降は、未回答の地権者を対象に個別訪問や聞き取り調査等を実施し、多くの地権者の農地利用に関する意向を把握する。
具体的な取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ①個別訪問や聞き取り調査の実施 ②避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域の集落単位での農地活用意向の収集整理 ③農地活用の見える化による個別事業等の基礎資料として活用
展開イメージ	<p>【農地活用意向の整理】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除区域は、令和4年度以降は農地自己管理に移行 ・特定復興再生拠点区域は、令和4年春に避難指示解除予定 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <p>【データ集計・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果のデータ集計・分析 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【地区単位に分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除区域の字単位 ・特定復興再生拠点区域の字単位 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【活用意向分類】</p> <p>自分で管理 / 他者に管理依頼 売りたい、貸したい / 買いたい、借りたい</p> </div>
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> 地権者による農地活用意向を分類することによって、将来の農地を保全する目標値が設定され、目標値を達成するための個別取組みや事業を通じて、“環境循環型営農スタイル”を実践することが期待される。 農地活用の見える化により、営農団地化など、効率的・省力的な営農体系が可能となり、その結果として、“環境循環型営農スタイル”を実践することが期待される。

取組み 2	自己管理ができない農地の対応
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除区域は、令和4年度以降は管理耕作等に移行し、特定復興再生拠点区域では、令和4年春の避難指示解除予定に伴い、保全管理事業が始まる。 ・農地活用意向調査等の結果を踏まえ、自己が所有する農地を管理しなくてもできない方を対象に、福島県営農再開支援事業や農地中間管理事業を活用し、管理できる団体等のパイプづくりと管理団体への支援を行う。
具体的な取組みの方向性	<p>【避難指示解除区域】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理できない農業者意向・集約意向の把握 ②管理耕作事業を実施する農業者や法人等との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・農業復興組合（保全管理組合）等への意向確認 ・管理耕作を担う農業者・法人等への支援 ③管理耕作による特定農作業受委託契約の支援 <p>【特定復興再生拠点区域】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管理できない農業者意向・農地集約意向の把握 ②農地保全管理事業を実施する農業者や法人等との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・農業復興組合（保全管理組合）等への意向確認 ・保全管理をする農業者・法人等への支援
展開イメージ	<p>●管理耕作依頼の流れ</p> <p>【ステップ1 特定農作業委託契約】</p> <pre> graph TD A["【農地所有者】 ・自分で管理できない ・管理を依頼したい等"] --> B["【町・官民合同チーム等】 ・管理依頼者の情報収集と 管理者への情報提供"] B --> C["【農地管理者】 ・避難指示解除区域 耕作管理事業の実施 特定農作業委託契約"] D["【町・官民合同チーム等】 管理者への管理支援 等"] --> C </pre> <p>【ステップ2 農地中間管理事業の契約の流れ】</p> <pre> graph TD subgraph Step2 [【ステップ2 農地中間管理事業の契約の流れ】] direction TB S1["【農地を貸したい人】"] --> S1_1["出し手"] S2["【農地を借りたい人】"] --> S2_1["受け手"] S1_1 <--> S2_1 S1_1 --> S1_2["貸貸申し出書提出 出し手→町"] S2_1 --> S2_2["借受希望者の募集 受け手→町"] S1_2 --> S1_3["貸付希望者のリスト化 (農地バンク)"] S2_2 --> S2_3["借受希望者のリスト化・公表 (農地バンク)"] S1_3 --> S3["農用地利用集積計画の作成 (町)"] S2_3 --> S3 S3 --> S4["関係権利者の同意徴収 (農地バンク)"] S4 --> S5["農業委員会の決定"] S5 --> S6["農用地利用集積計画の公告 (町)"] S6 --> S7["賃借料の徴収・支払い (農地バンク)"] end </pre>
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自己が所有する農地管理を依頼し、委託された管理者が農地保全や耕作を行う環境が整う。これらの農地を活用し、個別取組みや事業を通じて、町内の未利用農地の荒廃化を抑制し、“環境循環型営農スタイル”を実践することが期待される。



保安全管理から管理耕作への移行 地域・集落単位での営農再開を促進




- ・現在、大熊町の農地については、大熊町農業復興組合等が、福島県営農再開支援事業（保安全管理※1）による支援を受けながら、草刈りや耕起等を行い、農地の荒廃を防いでいます。
- ・しかし、保安全管理への支援は、避難指示解除後3年を限りとされており、中屋敷・大川原では令和3年度で終了となります。
- ・このため、次のステップとして、管理耕作組合等を組織し福島県営農再開支援事業（管理耕作※2）等を活用しながら、農地の荒廃を防ぎつつ管理耕作【営農】を行うことで、地域・集落単位で少しずつ営農再開に向けた取組を進めていく必要があります。

※1 除染後農地等の保安全管理

将来、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間、

- ・除草
- ・地力増進作物の作付け 等に対して支援。

支援上限：35,000円/10a

農業機械等のリース
：定額（支援上限の内数）



大川原地区を中心にモデル地区として作付け品目の選定と団地化について検討を進めます。

※2 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農地や高齢者のみが帰還している等の事情により、当面営農再開が見込めない農家の農地について、一時的に農作業受委託契約を結び、農地の耕作を行う取組に対して支援。令和7年度まで。

管理料支援単価

水稻	：21,000円/10a
小麦	：27,000円/10a
大豆	：20,000円/10a
飼料作物	：30,000円/10a
そば	：11,000円/10a 等

農業機械等のリース
：物件導入額を定額助成（面積要件・組織要件あり）

取組み 3	農地を売りたい・貸したい、買いたい・借りたい農業者の把握
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地活用意向調査等の結果を踏まえ、農地を売りたい・貸したい、あるいは、買いたい・借りたいという農業者を把握し、農地マッチングを推進する。
具体的な取組みの方向性	<p>①営農再開希望者へのフォロー調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果を踏まえ、農地を売りたい・貸したい、あるいは、買いたい・借りたいという農業者に対する条件面でのフォロー調査（場所、規模、条件等）の収集 <p>②農地中間管理機構への情報提供と農地マッチング支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の売賃貸借意向データの情報提供 農地マッチング支援を担う農地中間管理機構との情報共有 農地中間管理機構による具体的な農地マッチングの支援
展開イメージ	【農地マッチング(農地中間管理事業)のしくみ】(P54.図9-9参照)
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> 農地バンクを活用した農地マッチングにより、借り手、買い手によって農地を耕作できる環境が整う。これらの農地を活用し、個別取組みや事業を通じて、“環境循環型営農スタイル”を実践することが期待される。 農地活用意向を見える化することにより、大熊町全体の効率的団地化された営農エリアを設定することができ、その結果、省力農業により低炭素化に資することが期待される。

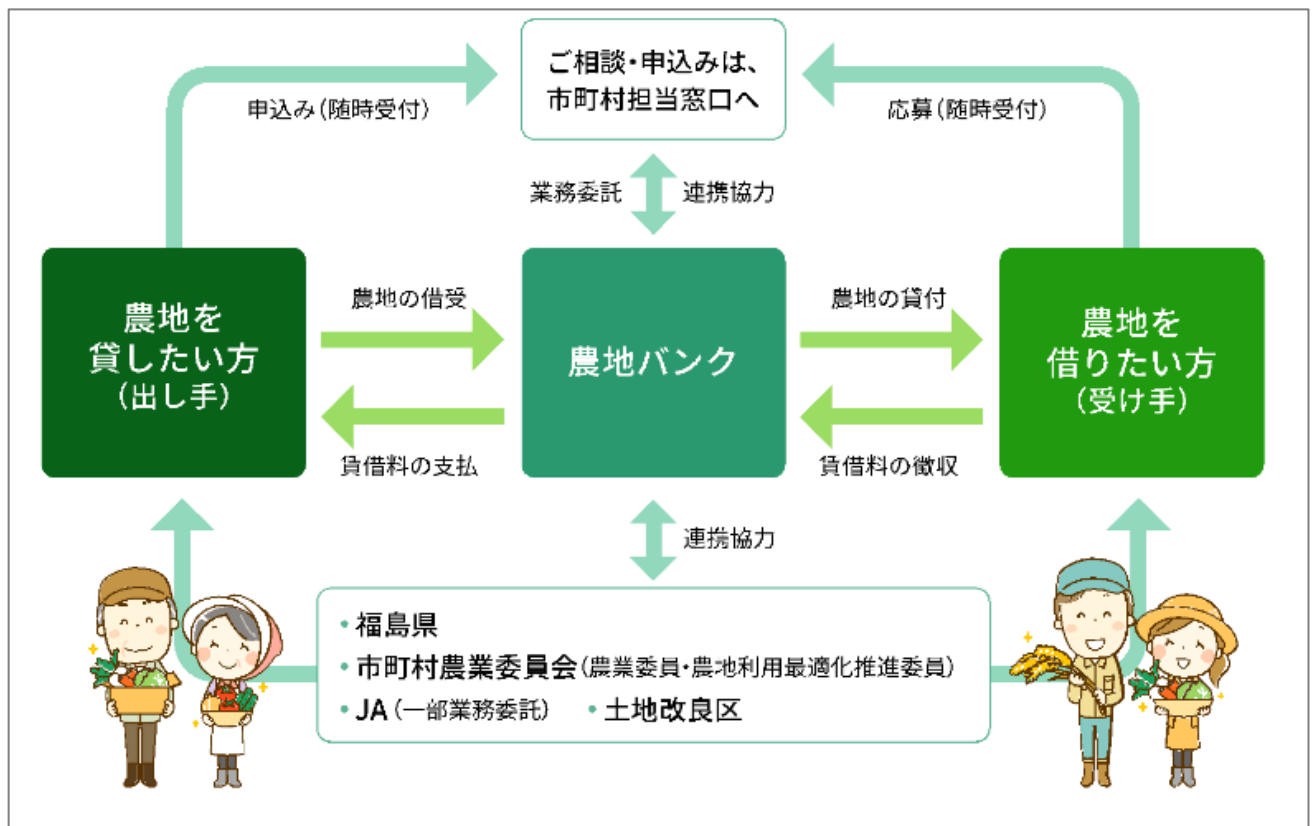


図9-9 農地マッチング(農地中間管理事業)のしくみ
(資料:農地バンク事業(公益財団法人福島県農業振興公社))

取組み 4

大規模営農団地化・基盤整備に向けた対応

取組み・事業の概要

- 貸したい、売りたい農地の取引を個別に進めると、虫喰い的な農地利用となるほか、コストが増え、非効率的な農地となり、借り手にとってデメリットが大きく、借り手が付かないことが懸念される。
- そのため、地権者や担い手の農地活用意向を踏まえ、農地を一定規模のまとまりで貸し出せるよう、農地の集約化について検討する。
- 限られた担い手で一定規模の農地を耕作するためには、農地区画の拡大、大型機械の投入、利用しやすい農道や用排水設備の変更等、生産性の向上や効率化を図る取組みを検討する。
- 町外からの新規参入も含めて、土地利用型農業による経営が成立するためには、生産基盤の再整備が必要であり、地権者からの要望や合意形成を図りながら検討する。

具体的な取組みの方向性

- ①農地集約等に関する意向・要望把握
 - ②基盤整備事業のあり方検討
 - 地権者意向や担い手の意向・要望を踏まえた農地集約化、基盤整備のあり方検討
 - 貸したい、売りたい地権者の農地集約に対する意向把握と対応検討
 - ③地権者・担い手の意向・要望に対する具体的対応策の検討
 - 大規模な営農団地、基盤整備の検討
 - 貸したい、売りたい農地の農地中間管理事業の活用の可能性
- 農地の大区画化や用排水路・農道等の一体的整備、大型機械の導入、営農品目団地化による農業生産の効率化

展開イメージ



実施前 小規模で不整形な農地



実施後 大区画化・整形した農地
資料:農林水産省資料

- 水田を畑地として利用できるような汎用性のある高機能型の農地整備(暗渠排水による排水改善等)、水田を活用した園芸品目等の導入による収益の向上(圃場整備事業・福島県)



水稲

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
(写真は収穫中のタマネギ)

展開イメージ

●軽微な農地整備(畦畔除去)による区画拡大された作業効率性のアップ(基盤整備事業・大熊町)



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大

資料:農林水産省資料

●農地中間管理事業(人・農地プラン)の活用

- 中間管理機構に貸し出した農地を対象とした基盤整備事業の活用
- 農地中間管理機構の実施区域等の農地を対象とした区画整備、暗渠排水、農業用水路、農作業等の基盤整備



畦畔除去



用水路更新



客土

資料:農林水産省資料

環境循環型に寄与する効果

- 農地の集約化や基盤整備による生産性・効率性のアップに伴い、農薬使用削減や機械設備利用におけるCO₂削減、温室効果ガス削減の効果が期待される。
- 福島再生加速化交付金を活用した場合、事業費に関する受益者負担はなく、事務費等の経費が負担となる。費用対効果を検討の上、将来の大熊町に必要な事業を検討する。

<p>取組み 5</p>	<p>営農・生きがい農業の担い手トプランナー支援</p>
<p>取組み・事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本町における営農再開者、予定者等による担い手トプランナーの営農する上での課題等を把握し、営農できる環境整備として地力回復、鳥獣害対策、設備・機械等の共同利用等に関する取組を支援する。
<p>具体的な取組みの方向性</p>	<p>①地力回復への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地力回復対策の推進 マメ科・緑肥による農地地力回復の実証実験の実施 緑肥の本格栽培を活用した地力回復対策やエネルギー作物利用対策の支援検討 <p>②鳥獣害対策への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲隊によるイノシシ・ハクビシン・アライグマ等の定期的な捕獲支援 鳥獣害対策計画に基づく、地区ごとの計画的な捕獲と大規模農地も含めた一体的な対策の実施（電気柵やワイヤーメッシュ柵（金網柵）によるフェンシング等） <p>③農業法人による設備・機械等の共同利用に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農再開支援事業等を活用した共同利用に向けた支援 <p>④被覆植物（イブキジャコウソウ等）を活用した、畦畔除草作業の効率化に向けた支援・検討</p>
<p>展開イメージ</p>	<p>●緑肥等を活用した地力回復対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑肥等の試験栽培に向けた実証栽培 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>ソルガム(線虫抑制性緑肥) 裁断機 破断ロータリーですき込み</p> <p>●鳥獣害対策の推進(電気柵等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定のまとまりのある農地を一体的に囲い、侵入を防止 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div> <p>多獣種防御柵(電気柵) ICTを活用したわな</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>電気柵等の実証実験(大熊町) イブキジャコウソウ (環境に配慮した被覆植物実証:大熊町)</p>

●設備・機械等の共同利用に向けた検討

展開イメージ



共同設備による田植え作業



共同設備による稲刈り作業



共同作業による
電気柵の維持管理



共同利用できる堆肥施設

環境循環型に寄与する
効果

- 緑肥を活用した地力回復対策による環境に配慮した土づくり効果や設備・機械等の共同利用によるCO₂削減、温室効果ガス削減の効果が期待される。
- 畦畔等の草刈りを低減させるための被覆植物（イブキジャコウソウ等）の施用により、化石燃料使用の低減効果をもたらすなど、CO₂削減、温室効果ガス削減の効果が期待される。

取組み 6	環境に配慮した新たな農業・品目へ向けた取組支援(方向性と具体化)
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 近年の米価下落等、農産物販売の情勢を踏まえた複合経営化と新たな営農品目への転換を検討する。土を使わない環境や生育を制御できる環境循環型の次世代施設園芸や風評に左右されない花きや種苗などの非食用への栽培品目転換の検討などを進めていく。 • 限られた担い手により、農作業を省力化・効率化し、生産性を向上させるための農地の整備・団地化、福島イノベーション・コースト構想に基づき、通い農業も可能にするための遠隔操作技術の導入等、先端技術を取り入れた先進的な営農による復興・再生を図るための技術開発・実証事業等の取組みを推進する。 • 先行モデル地区や実証栽培の成果、福島県・JAの推進品目を軸にした栽培品目を検討することにより、農業経営に配慮した各種支援制度に適合する栽培品目への展開と支援制度活用を検討を進める。 • サプライチェーン全体を貫く農業基盤の確立と連携のため、3R【リデュース・リユース・リサイクル】を意識した、資材調達、農業生産、加工・流通、消費にわたる新たなシステム構築に挑戦し、その結果として、環境負荷の軽減と持続的なシステムの構築を目指す。 • 流通・販売はJA系統出荷と合わせて、民間事業者との連携や契約栽培での流通形態、大熊町の特産品開発と6次化産品などによるサプライチェーンの効率化・低減量化も検討していく。 • 農産物の安全性や風評への対応のため、試験栽培や実証栽培を継続するとともに放射性物質の吸収抑制対策を徹底するための各種取組みを推進する • 大熊町スタイルとしての新たな働き方としてのGAP（生産工程管理と労働安全）取得・継続への積極的な支援策についても検討していく。
取組みの方向性	<ol style="list-style-type: none"> ①実証栽培や本格栽培に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> • 水稻・野菜等の本格栽培に向けて実証栽培を支援 • 本格栽培に向けた地力回復のための緑肥等実証栽培 ②福島県高付加価値産地展開支援事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> • 原子力被災12市町村での営農再開を加速化させるため、需要の高い農産物等の生産・出荷・加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地を創出する取組みとして、市町村域を越えて広域的に進める「福島県高付加価値産地展開支援事業（令和3年度より創設）」の活用 ③作付実証による安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> • 出荷制限等が要請されている農畜産物について、出荷制限等の解除を目指して試験栽培や実証栽培を取組み、安全な農産物の栽培管理体制を構築する。 ④風評対策・流通対策を意識した栽培品目等の検討 <ul style="list-style-type: none"> • 流通・販売戦略のため大熊町の特産品開発、6次化も視野にいれた栽培品目選定と総合的な関連施設整備等の検討 • 放射性物質の風評被害対策のため、現状の営農情報や放射性物質低減対策等の情報発信についての検討

<p>取組みの方向性</p>	<p>⑤脱炭素化に向けた環境イノベーションの創出と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林によるCO₂吸収の実証・検証 ・農畜産業からのメタン排出削減の実証・検証 ・再生エネルギーやバイオスティミュラント技術の活用とスマート農業との連携、研究・開発 ・地産地消型エネルギーシステムの構築と農作業の最適化による燃料や資材の削減
<p>具体的な取組み</p>	<p>①スマート農業の取組みと支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲作、畑作、施設園芸等ごとの新たな技術の開発と実証・実装への支援 <p>②水稲単作からの転換のため、福島県が進める高収益作物への作付支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タマネギ・ネギ・甘藷・生姜・花き・枝物・薬用作物・種子等の露地栽培園芸品目 <p>③イチゴ高設栽培施設に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴ高設栽培施設の環境制御により栽培されたイチゴの販路開拓を含めた支援 <p>④施設園芸品目栽培支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホンシメジ、園芸作物、薬用作物、種子等の栽培への支援 ・大熊町の特産品開発を含めた6次化に向けた取組みと支援 <p>⑤露地栽培作物・飼料用作物・エネルギー作物等への栽培支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果物・野菜・花き・枝物・薬用作物・種子等の園芸作物を中心とした栽培支援 ・麦・大豆・そば・子実トウモロコシ・エネルギー作物等への栽培支援 <p>⑥耕畜連携を中心とした畜産や堆肥関連、非主食用営農作物等の新たな産業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産業（大規模採卵鶏・和牛繁殖・肥育等）への支援 ・堆肥、エネルギー作物等を活用した環境循環サイクルと非食用営農への支援 <p>⑦農機具メーカー等農業関連産業との技術開発等に関わる連携と実証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷低減に配慮した新たな農業機械の創出 ・先端技術導入による農作業の安全・省力化への支援 <p>⑧環境に配慮した生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に必要となる中核的な施設の整備検討 ・大川原地区での営農展開からの他地域への波及効果の検証と体系化の整理 ・生産基盤を確立するための基盤整備・水利施設等改修の検討 <p>⑨ソーラーシェアリング営農のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーシェアリング事業の実現性と栽培農作物の整理・検討 <p>⑩被覆植物等を活用した畦畔除草作業の効率化に向けた支援</p>

展開イメージ

●実証栽培や本格栽培に向けての支援

- ・新たな大熊町としての特産品の開発が必要であり、先行するイチゴに続き、風評対策や流通対策を基盤に据えて、6次化も視野に入れた栽培品目を検討する。



石・礫の除去(大熊町)



ドローンによる防除実験(大熊町)



大豆試験栽培(大熊町)



小松菜実証栽培(大熊町)



水稻試験田(コシヒカリ)



もち麦実証栽培(大熊町)



野菜実証栽培(大熊町)

●スマート農業の導入

- ・GNSS 基地局の設置、農業用トラクターへの自動操舵システム等導入



GNSS基地局



資料:農林水産省資料より ドローンによる農薬散布(大熊町)

●イチゴ高設栽培に対する支援(ICTによる養液管理等)



資料:ネクサスファームおおくまHP

●タマネギ・ネギ等園芸品目の現地調査・作付け取組み



大規模なタマネギ農地



直播栽培の事例

●トルコギキョウ等の花きを始め、枝物・果物・野菜・薬用作物等の施設栽培



トルコギキョウ



花きの施設栽培事例

●高収益作物導入へのチャレンジ支援(技術研修、スタート時の種子・肥料代等の支援)



技術研修



実証実験



収穫機械リース
資料:農林水産省資料

●環境に配慮した先端技術の導入による農作業の省力化

- ・ICT（情報通信技術）の活用による遠隔地からの水管理技術



先端技術を活用した施設イメージ（温度管理・水管理等）

展開イメージ

・ドローン（ロボット技術）による生育管理



ドローンの活用事例



イブキジャコウソウ

●ソーラーシェアリングによる農業の可能性検討



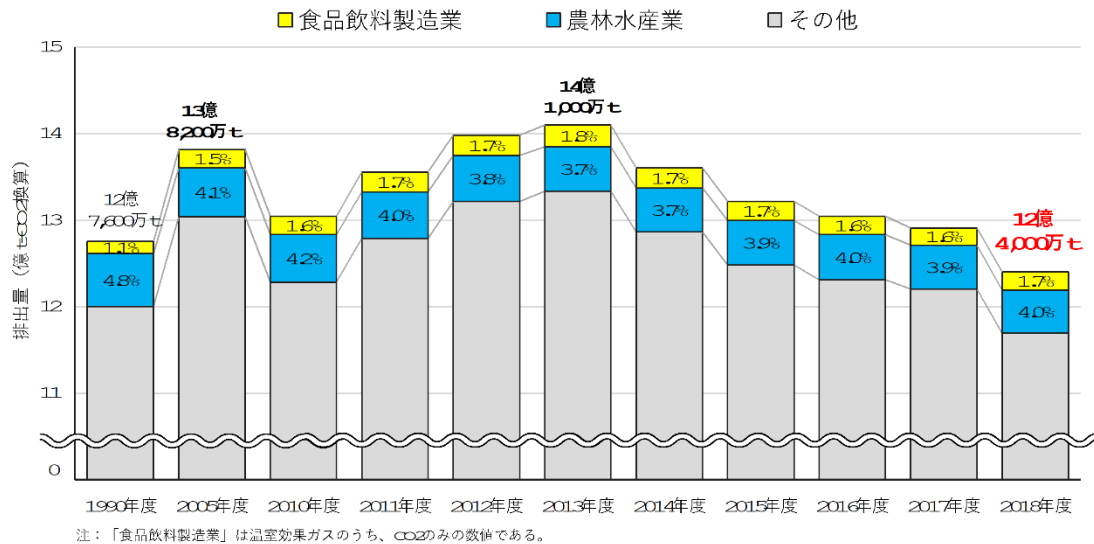
ソーラーシェアリングの事例

環境循環型に寄与する
効果

- ・先端技術・産業を活用した営農の取組み等により、総合的にCO₂削減、温室ガス削減の効果が期待される。
- ・大熊町が掲げるゼロカーボン宣言、復興計画等の上位計画と連携した「環境循環型営農スタイル」を内外に発信することにより、本町ならではの農業への取組みを幅広く周知する効果が期待される。
- ・従来にはない新たな農業の取組みにより、“調達、生産、加工・流通、消費”にわたる新たなシステム確立と連携が構築され、その結果として、環境負荷の軽減と持続的なシステムの構築が達成される。
- ・農産物の安全性や放射性物質の風評等への対応のために行う試験栽培や実証栽培の継続により、環境に配慮した生産工程管理と労働安全が確立された新たな働き方としての「大熊町環境循環型営農スタイル」が確立される。

我が国の温室効果ガス排出動向と農林水産分野の位置付け

- ▶ 2018年度の我が国の温室効果ガス総排出量は12億4千万トンで、排出量を算定している1990年以降で最少。
- ▶ 近年、農林水産分野の排出割合は4%前後で推移。



我が国の温室効果ガス排出動向

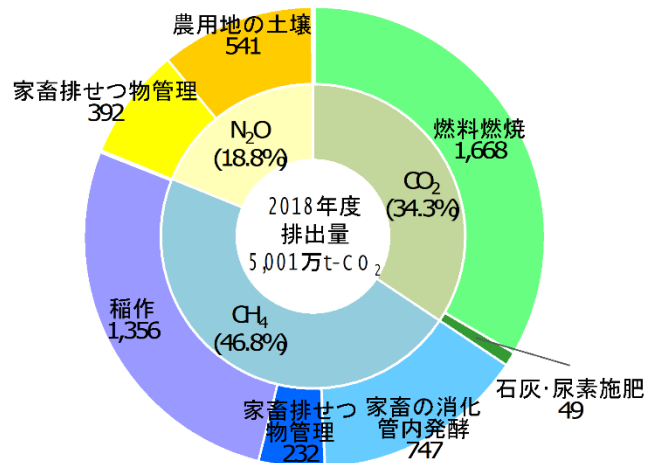
(出典) 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 (温室効果ガスインベントリオフィス 2020年4月14日公表)

我が国の農林水産業由来の温室効果ガス (GHG) の排出

- ▶ 2018年度の我が国の農林水産分野の排出量は、約0.5億トン。
- ▶ 農業における排出は、家畜消化管内発酵と水田からのメタン、農地土壌、肥料、家畜排せつ物管理等からのN₂Oの排出がある。
- ▶ 我が国の吸収量は約5,590万トン。このうち森林4,700万トン、農地・牧草地750万トン。

* 温室効果は、CO₂に比べメタンで25倍、N₂Oでは298倍

日本の農林水産分野のGHG排出量の内訳



単位: 万t-CO₂
データ出典: 温室効果ガスインベントリオフィス(GII)

政府の地球温暖化対策計画に位置付けられた農林水産分野の取組

【排出削減対策】

施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策

- 省エネ型施設園芸設備の導入
- 省エネ農機の普及



<ヒートポンプ等省エネ設備やCAREガイドランスの普及>

漁船の省エネルギー対策

- 省エネ型漁船への転換



<省エネ型船外機、LED集魚灯等の導入>

農地土壌に係る温室効果ガス削減対策

- 水田からのメタンの削減
- 施肥の適正化による一酸化二窒素の削減



<土壌診断に基づく施肥指導>

【吸収源対策】

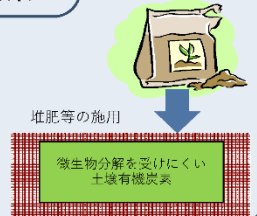
森林吸収源対策

- 間伐、再造林等の適切な森林の整備
- 保安林等の適切な管理・保全等の推進
- 国民参加の森林づくり等の推進
- 木材及び木質バイオマス利用の推進



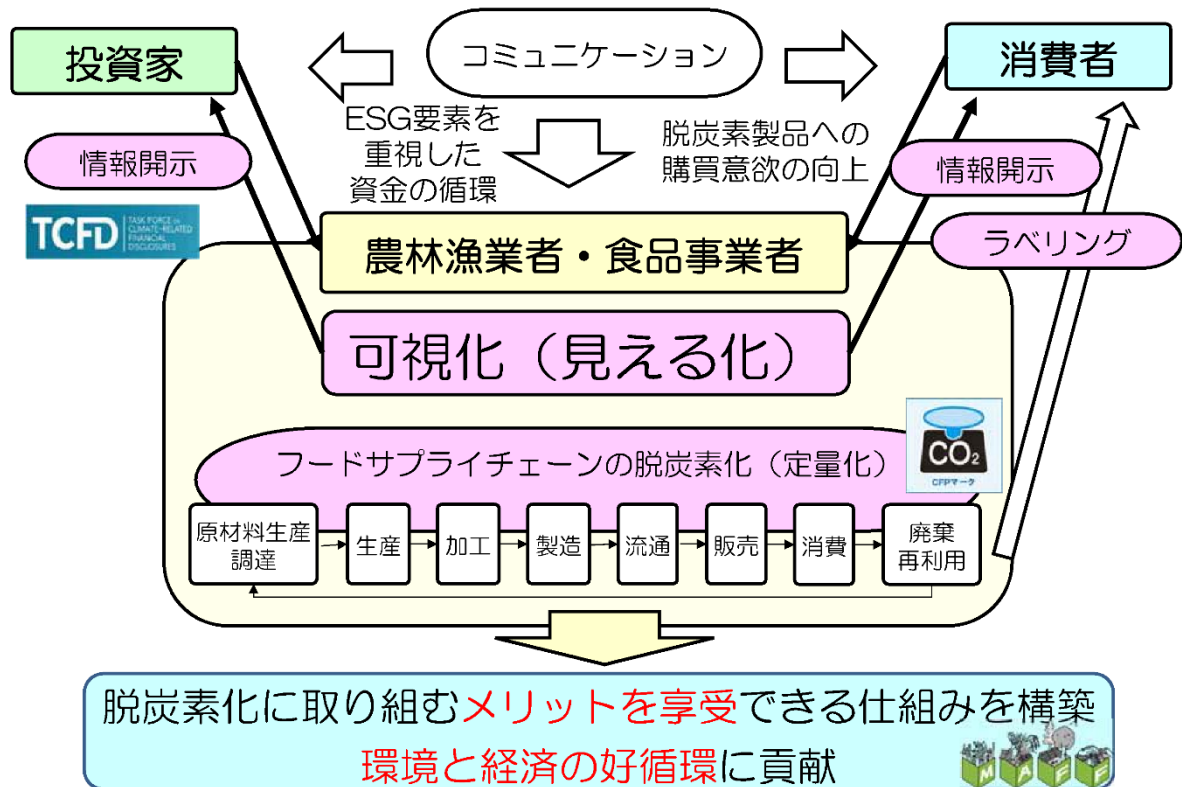
農地土壌吸収源対策

- 堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することを通じて、農地や草地における炭素貯留を促進



【参考】令和2年度 脱炭素型フードサプライチェーン可視化推進委託事業 農林水産省環境政策室

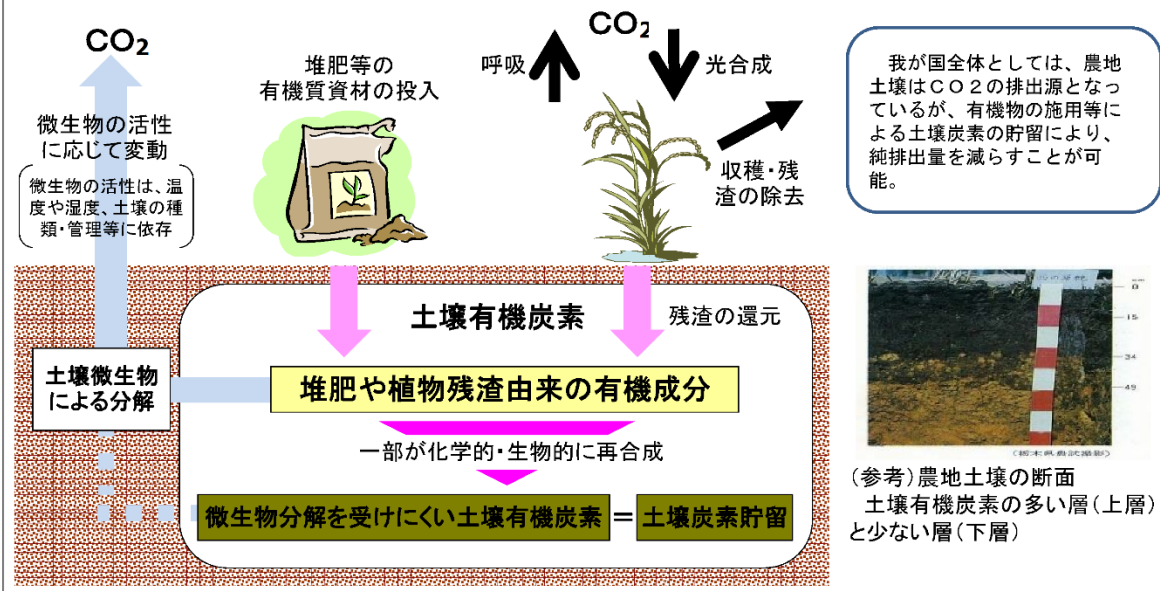
本事業のねらい



農地管理による炭素貯留について

- 土壌有機物は、土壌の物理的、化学的、生物的な性質を良好に保ち、また、養分を作物に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たしており、農業生産性の向上・安定化に不可欠。
- 農地に施用された堆肥や緑肥等の有機物は、多くが微生物により分解され大気中に放出されるものの、一部が分解されにくい土壌有機炭素となり長期間土壌中に貯留される。

【農地・草地土壌の炭素収支モデル】

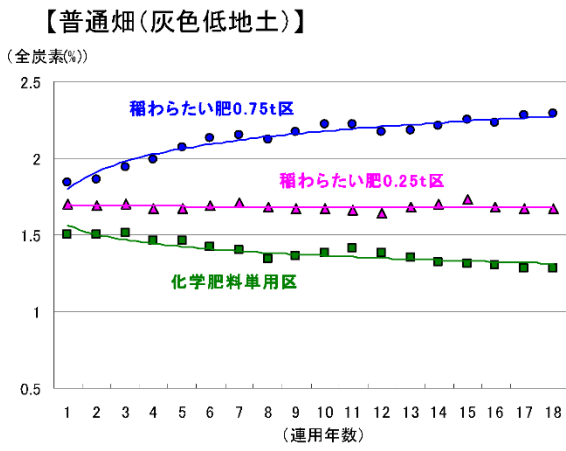


京都議定書第一約束期間中の取組

① 我が国の農地における炭素貯留効果の確認

- 昭和20年代から継続する我が国の農地土壌調査のデータ等を基に、土づくり対策として行われてきた堆肥、緑肥等の施用により、土壌炭素の貯留量が増大することを確認。
 - 化学肥料の施用のみでは炭素が減少するが、堆肥の連用により一定の炭素が貯留。
 - 堆肥を畑に1.5t/10a施用した場合、年間140～630kgCO₂/10aの炭素が貯留。

① 我が国における堆肥等有機物の連用試験例



出典：土壌環境基礎調査、山口県農試ほ場における試験
注：グラフにプロットされたデータは、調査年の前後1年を含めた3年間の平均値。

② 堆肥を施用した場合の年間炭素貯留増加量(畑に1.5t/10a施用した場合)

【普通畑】

土壌種	炭素増加量 (kgC/年/10a)	二酸化炭素増加量 (kgCO ₂ /年/10a)
黒ボク土	40	140
褐色森林土	60	240
黄色土	70	260
灰色低地土	170	630

出典：「土壌環境基礎調査」の結果から、連用期間が8年以上ある地点(普通畑26地点)の土壌炭素データを分析

取組み 7	農産物販売促進に向けた取組み支援
取組み・事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本町の農産物を販売促進するためには、販路・販売の確保の他、生産者と消費者とのリスクコミュニケーション機会の創出に向けた取組みを推進する。 地元農産物を活用した特産品開発・商品化による高付加価値を生み出すことにより、生産者の安定的な収益確保に向けた取組みを実施する。 本町における生産、処理・加工、販売・販路の流れを構築する6次化事業の推進を支援する。
具体的な取組みの方向性	<p>①地元農産物の販売促進支援（直売場、ネット通販、CAS等）</p> <p>②地元農産物を活用した6次化事業の体制支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県6次化センター等を活用した特産品開発・商品化への取組み 生産、加工・処理、販売・販路までの6次化に向けた体制の整備推進 <p>③GAPを中心とした環境・生産工程管理の検討・推進支援</p>
展開イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県6次化センターの取組み(P67.図9-10参照) ●福島県6次化センターによる支援・提供 等 ●6次化に向けた新たな農業ビジネスの構築 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #c8e6c9; padding: 5px; border: 1px solid black;">一次産業</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid black;">二次産業</div> <div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; border: 1px solid black;">三次産業</div> </div> <div style="text-align: center;">×</div> <div style="text-align: center;">×</div> <div style="text-align: center;">  <p>おおくまベリージャム</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">生産</div> <div style="text-align: center;">加工 処理</div> <div style="text-align: center;">販売 販路</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">特産品開発と商品化（担い手等の確保・育成）</p> <p style="text-align: center; background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block; margin-top: 10px;">加工処理・販路先の確保 等</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●GAPを中心とした環境・生産工程管理(P67.図9-11参照) ●GAPとは、Good（良い） Agricultural（農業の） Practice（行い）の略語で、農業生産工程管理と訳され、食の安全性を確保 ●生産の現場において、食品の安全確保、環境の保全、労働の安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業生産を実施
環境循環型に寄与する効果	<ul style="list-style-type: none"> GAP取得を目指し、農業生産工程管理の様々な段階・取組み等により、フードロスの削減や総体的にCO₂削減、温室効果ガス削減の効果が期待される。

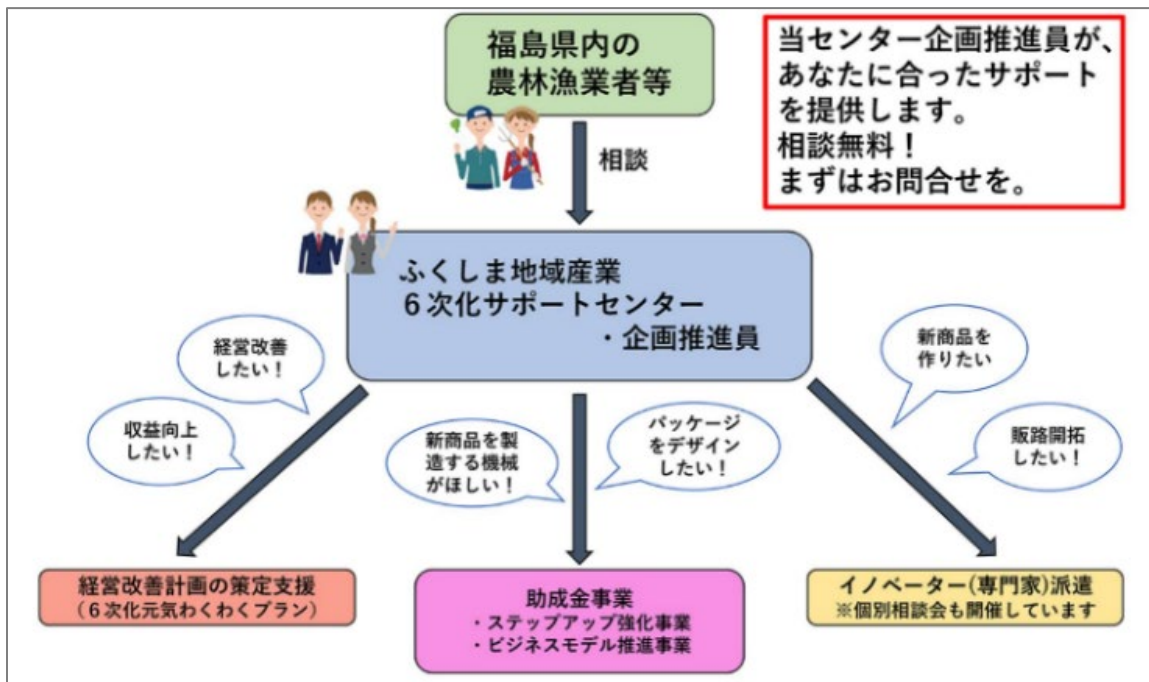


図9-10 福島県6次化センターの取組み

	「GAP認証をとる」			
	農林水産省ガイドライン準拠GAP	JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体	都道府県等	一般財団法人日本GAP協会		FoodPLUSGmbH(ドイツ)
審査会社	—	6社		6社
審査費用の目安 (個別認証の場合 ^{※1})	—	約10万円+旅費	約15万円+旅費	約44万円+旅費
東京2020大会調達基準	△(都道府県の確認がある場合)	○	○	○
GFSI ^{※2} 承認	—	—	青果物、穀物、茶について承認 ^{※3}	青果物について承認
認証取得経営体数 ^{※4} (国内農畜産業)	—	4,983	2,403	692

農林水産省ガイドライン準拠GAP

JGAP

ASIAGAP

GLOBALG.A.P.

商品回収テストの実施、資材仕入先の評価等

農場経営管理 (責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施等)

人権保護 (強制労働の禁止、差別の禁止、技能実習生の適切な労働条件の確保等)

労働安全 (機械・設備の点検・整備、薬品・燃料等の適切な管理、安全作業のための保護具の着用等)

環境保全 (適切な施肥、土壌浸食の防止、廃棄物の適正処理・利用等)

食品安全 (異物混入の防止、農薬の適正使用・保管、使用する水の安全性の確認等)

図9-11 GAPを中心とした環境・生産工程管理(資料:国内における様々なGAP 農林水産省)